第一章 はじめに

1.1 研究の背景

近年、中華民国政府は財政問題、社会の高齢化による高齢者へのケアの問題などに言及する際、国民の婚姻離れと、そこから生じる人口構造の問題を大きく取り上げている。

しかし「人口構造の問題」というのは、中華民国が意図的、計画的に作り出したものであるとも言える。戦後に国民政府が失った国土を取り戻すために生育を促進した。次に人口が増えすぎることで経済発展に支障することになるから、生育を抑えた。最近、少子化の問題により、再び生育を促進する方向に向かう政策をしている。

1.1.1 人口の増加方針

1941年(民国 30 年)行政院社会部が人口政策研究委員会を設置した。同委員会作成の「人口政策綱領草案」は第六回全国代表大会において可決され、「民族保育政策綱領」となった。その中に人口数量を合理的に増加し、人口素質を普遍的に高め、人口分布を適当に調整するなどのことに概括した規範があった」。当政策綱領は国民政府が領台後も台湾に適用された。当政策綱領に言及した人口数量を合理的に増加するという「合理的」の意味は、基本的に「国父遺教²」に依拠していた。「国父遺教」が強調するのは民族の繁衍で、つまり子供を産むことが少なすぎることを心配していた。国民政府が台湾に撤退してきた後も「反攻大陸」の基盤を固めるために「十年生聚、十年教訓」という生育を促進することが政府が人口政策に対する主な考え方であった³。だから、「合理的な増加」の意味は、人口を、戦争に勝ち、かつ民族が生き残れる数量まで増加することと考えられる。

また、1953年(民国 42年)蒋介石が著作した《民生主義育楽両篇補述》には、

農業社会から工業社会時期に入ると人口が都市へ集中していく。……著しくなる傾向は、大家族は分化され、小家族になり、早婚から晩婚になり、離婚率が高くなり、生育率が低くなる。……国民の生育率は工業化により増加するのではなく、低減の傾向になるのである。……一つの小家庭は単純的な消費単位である。子女をもう一人を産むともう一つの負担になる。もっと教育を受ける社会層に晩婚や節育が流行になることで生育率が更に低減になっていく。工業発展の過程に国民生育率の低減は一つの社会問題であると同時に、一つの教育問題でもある。

とある。生育率の低減に対してのこうした認識に立って、蒋介石は教育と社会に関する 政策を下記のように提出した。

教育政策:青年男女に婚姻、家庭と子女の教育に対する責任を持つことを覚悟させる

¹ 内政部「人口政策資料彙編」(<u>http://www.ris.gov.tw/ch9/09812-5.pdf</u> 2010年2月28日検索)

² 国父遺教:孫文が、中国の固有的な政治と倫理思想を基づいて欧米の社会科学と政治制度を参考しながら、自分の見解を加えて作った思想の体系である。内容には心理建設、物質建設、社会建設と政治建設などが含まれている。

³蔡宏政(2007)「台湾人口政策的歴史形構」、『台湾社会学刊』第 39 期、pp65-106、(蔡訳)

べきである。家族という組織は単に個人的な感情を基盤にしたものではなく、社会と国家に対する責任を認識させ……、家庭生活の安全を保障すれば、国民の生育率が著しく高められると信じる。

社会政策:国民に就職できる、安定な収入がある、失業の恐れがない、ようにする。 特にすべての家庭に住宅を得るチャンスを与えるべきである。恒産があれ ば、家庭が安定になり、健全的な子女を養育することができる。私たちが このレベルまでできるなら、国民生育率が工業化により低落にならない。

当時の政策から見ると、家族は成員の感情で繋がって維持されているが、国家という単位の中に存在している組織として、社会と国家に対する責任を背負うべきであるし、国家の方針に協力すべきだと蒋介石は言ったわけである。

政府が人口を増加する方針でしていたが、当時、具体的にどんな政策をしていたのか、 筆者が調べた資料には出てこない。しかし、表一を確認すると人口が増えていた事実がわ かった。

表一

自然增加率5 粗出生率6 年 别 C. В. I. R. 民國 36 年 1947 38.3 20.2 民國 37 年 1948 25.3 39.7 民國 38 年 1949 29.2 42.4 民國 39 年 1950 31.8 43.3 民國 40 年 1951 38.4 50.0

内政部歴年人口統計表十(http://www.ris.gov.tw/ch4/static/st20-0.html 2010年3月6日検索)

1.1.2 節育の提唱

人口数の統計資料を見ると 1949 年に国民政府が台湾に移ってから、総生育率 (‰) ⁷は 1951 年の最高の 7.040 から 2006 年の 1.115 にまで低下している⁸。台湾での人口議題と政策にとって重要な転折点になったのは 1959 年 (民国 48 年) に農復会⁹主任であった蒋夢麟が記者会見で発表した「**譲我們面對日益迫切的台灣人口問題** (益々切迫になる台湾人口問

⁴ 陳肇南、孫得雄、李棟明(2000)『台灣的人口奇蹟』、聯經出版、pp17-18、(蔡訳)。

⁵ Natural Increase Rate、NIR(‰): (一年内生きる出産数-一年内死亡数) /年中人口数*1,000

⁶ Crude Birth Rate、CBR(‰): 一年内生きる出産数/年中人口数 * 1,000

 $^{^{7}}$ Total Fertility Rate、TFR (‰): ある一年間において、再生産年齢(15~49 歳)にあたる女性の出生率を年齢ごとに計算する。例えば: ある年、30 歳の女性が 100 万人、30 歳の母から産まれた子どもが 50 万人だとすると、「50 万人(30 歳の母から産まれた子どもの数)÷100 万人(30 歳女性全体の数)=0.5」この 0.5 が、その年の 30 歳の出生率であり、これを 15 歳から 49 歳の各年齢で計算します。それらの合計は TFR である。

⁸ 内政部戸政司(http://www.ris.gov.tw/ch4/static/st20-0.html 2008 年 11 月 23 日検索)

⁹ 農復会:中国農村復興聨合委員会。現在の農業委員会の前身である。1948年10月1日南京に成立された。蒋夢麟は第一届の主任委員であった。

題に向かおう)」である 10 。その中に提起された当時の人口問題を、陳肇南、孫得雄、李棟明(2000) 11 は以下の八つにまとめている。

- 1、 当時の人口は 3.5%の増加率で年間 35 万人が増えて民生基本需要(食、教、衣など) と生存空間を提供しにくくなる。
- 2、 石門ダムが完成したことにより、年間増加になった 7.2 万トンの食糧は新増加した人口には 1 年 4 ヶ月分の消費しか提供できない。
- 3、 土地不足が人口の増加には答えられない。農家が耕せる農耕地が縮小になり、就職が困難になる。
- 4、 国民所得の増加が消費の増加に追いつけない。
- 5、 経済建設と輸入がアメリカ支援に依存する比率が高い。
- 6、 年間 5%の食糧増加率で 1961 年以後、食糧不足の問題が発生にする。
- 7、 消費を除いた国民生産量の剰余を貯蓄と投資に使用し、経済発展を促進すべきである。
- 8、 人口の品質が数量より重要である。

当時はマルサス (Thomas Robert Malthus) の人口論、つまり快速な人口成長が経済発展の阻害になると言う理論に基づいて生み出された蒋夢麟のような言説が徐徐に力を増し、政策の改正に繋がっていった。そして、1979年 (民国 68 年) 蒋経国が「人口自然増加率は 10 年後、1.25%に下げる予定、さらに優生保健法を実施し…」と指示したことも大きく影響し、台湾の人口自然増加率は 1986年 (民国 75 年) に、予定の十年を待たずに目標値の 1.25%を越えて 1.103%を達成した。その後も人口自然増加率低下の勢いはとまらず、2007年には 0.276%となった。

1.1.3 現在の人口政策

台湾の出生率が下がったために、託児所の数量と小中学校教師数が過剰になった。労働市場に参加する人の人数と台湾労働形態の変化により外国籍労働者が増える。家庭の養老機能が衰えることと老人人口が増えることにより、外国籍看護者の数が1990年以後、快速に増加する。退職金と老年疾病による国家の財政にかかる負担が過度になった。これらの問題が浮かんでくることで過去と違う方向の人口問題として、少子高齢化になる台湾の人口問題はまた注目され、経済的な側面、社会福祉的な側面からの政策が求められるようになった。

例えば、行政院 2008 年 3 月 10 日院臺治字第 0970082951 號函で可決された人口政策白皮書(核定本) ―少子女化、高齢化及移民―¹²に提示された少子化がもたらす影響は五つある。

1. 労働力不足及び労働力の高齢化が国家的競争力に及ぼす影響。 就職市場の人力が萎縮、労働力高齢化、労働力の提供失調などのことによ

11 陳肇南、孫得雄、李棟明(2000)『台灣的人口奇蹟』、聯經出版、pp22、(蔡訳)。

¹⁰陳肇南、孫得雄、李棟明(2000)『台灣的人口奇蹟』、聯經出版、pp22。

¹² 内政部戸政司全球資訊網(<u>http://www.ris.gov.tw/version96/pe_004.html</u> 2008 年 11 月 13 日検索)

り、予定した経済規模が必要とする人力構造と数量に達成できない。市場 の消費規模が影響され、企業の投資意欲が減ることにより、政府の収税が 減、国家の競争力に対する影響がでてくる。

- 2. 人口構造のバランスが崩れることによる老幼ケア負担増加。 家庭成員数が少なくなることにより、家庭の養老機能が減少する。その代わりに、国家は老人福祉、養老措置と医療ケアを負担するコストが高くなる。
- 3. 総人口数が減少していくことの財政収入に対する影響。 労働力が減少すると総合所得税の収税が減、消費市場が縮小になると営業 税の収税が減ずる、などのことで政府の収税基盤が影響される。また、国 家の資金が老人対策に大量に使用されるとその他の建設が緩やかになる。
- 4. 総人口数が減少していくことの教育発展に対する影響。 国民教育の教師一人当たりの生徒数が減少すると教育コストが高くなる。
- 5. 人口変遷の生態環境及び永続発展に対する影響。 人口を減らすことだけで必ずしも環境の問題を解決することができるわけではない。人口構造の変化という要素を国家の総体的な環境計画に入れるべきである。

2008年版の人口政策白皮書に言及されたこの五つの影響は少子高齢化が国家体制の維持に悪い影響が出ることが予想されている。国家体制を維持するために再び生育を促進する方向へ政策をすることがわかった。

1.1.4 言説・制度・意識

1.1.1から1.1.3までは民国時代以後の台湾の人口政策を紹介した。最初、失った国土を取り戻し、戦争の準備をするために国民の生育を促進した。そして、ある意味で家族という組織の存在、あるべき機能を維持することを国家と社会に対する責任と定義した。その後、経済状況を改善し、発展するため、人口がドンドン増えていくと阻害になるという理由で国民の生育を抑える言説が提唱され、政府から力を得て制度化されて実行されてきた。現在、少子高齢化により、国家体制の維持が困難になって再び国民の生育を促進する方向に変わった。国民の生育を進めたり、抑えたりする理由は時期によって違うが、それでも変わっていないのは、国家の利益のためであることである。もうちょっと大胆に、国家は自身の利益のために制度という公的な工具で人々の私的な動きを左右するとも言えるだろう。

易経の周易序卦伝によると、「天地ありて然る後に万物あり。万物ありて然る後に男女あり。男女ありて然る後に夫婦あり。夫婦ありて然る後に父子あり。父子ありて然る後に君臣あり。」、とある。この関係の形成順序から言うと、前の段階(父子)に問題が発生すると、後の関係(君臣)の成立に差し障るのは自然なことである、と推論できる。

中国が長期的に受けてきた儒教思想の中では例えば、男は陽で女は陰であり、夫は剛で婦は柔であり、君は賢で臣は忠である。このような相対的な関係は従来の経典という強い言説を通して、社会全体を一貫し、古来の中国社会の秩序を固めてきたのである。しかし、なぜ、このような相対的な役割分担で位置付ける必要があるのか。

過去の中国社会は専制的な帝王制度であった、その制度を維持するために制度に対する 有利な言説を作り出し、その中に生きている個々人がそれぞれの位置に置かれると自然に その言説の影響を受け、ついでに、自分なりのごく自然な行動を動き出すようになる。そ の言説はそれぞれの個々人のためと言うより、帝王制度を確保するため作り出されたもの であった。

また前述したように、中華民国時代の初期に戦争準備をするために生育を提唱し、人口を増やそうとしたことから、人口過剰の問題が国家の経済発展に支障を来たすという言説が生まれた。それでまた新たに家庭計画という政策(言説)が展開されるようになった(蒋夢麟 1959、蒋経国 1986)。これらは、すでに考えたように、中華民国という国家体制の利益のために作り出された言説である。そして現在、財政、労働力の不足などの理由で人口がまた問題化されている(行政院 2008)。

このような作り出された言説の中に置かれた当事者が、その言説の支配環境と個々人の 置かれた諸環境との狭間で、実際にどのような行動を取って来たか、或いは取ろうとして いるか。もっといえば、そうした言説が生み出され、制度化されることで私たちの婚姻や 出産などが強く影響されていると考えられるだろうか。政府によって作り出された言説や 制度に縛られて、私たちは生活しているのではないか。

人々にとっての制度というのは、守らないといけない明文化された法律と政府が動いていきたい方向へ促進するための政策のほかに、長期にわたって形成された個々人の中に存在している習慣、道徳、固有観念なども含んでいる。筆者が言う習慣、道徳、固有観念は中国の経典に教わってきたもの以外、法律の改革により、規定が緩和されてもまた人々の中に残存しているものをもさしている。習慣、道徳、固有観念が人々に対してどのぐらいの影響力があるか、言い換えると、人々にとって習慣、道徳、固有観念の重要さ、またそれを守るか、守らないか、にかかわる人々の選択をこの論文では"意識"と称する。

1.2 目的と動機

台湾にも、何でも政府、つまり領導者の指示に従うしかない独裁の時代があった。人口 政策についても同じだった。最初に台湾の人口政策の準則は『**国父遺教**』であったが、1953 年に蒋介石が著作した《**民生主義育楽両篇補述**》に改めて、人口政策に以下の四つの具体 的な指示をした。(1) 質と量とも重要(2) 全国の人口が均衡的に分布(3) 各地方の資源 分布状況により人口の均衡的な発展と利用を促進する(4) 地方の均衡的な発展。これが 実は人口を増やすという『**国父遺教**』の方向性とあまり変わっていない(蔡宏政、2007)。

だが、《民生主義育楽両篇補述》の内容を詳しく読むと中には農業社会から工業社会に

変わっていくことに従って人口が農村から都市へ移動する。それにより、大家族が核家族 に解体することがもたらす、子供に対する養育の問題をも提示している。それについてこ のように書いてある。

核家族では子供の養育は親の逃げられない責任である。親はこの責任を果たすため、苦労し、我慢し、そして次代を成長させるため自身の自由と幸福を犠牲にする。しかし、核家族の結合は単純に個人的な夫婦の間の感情を基盤とし、彼らが次代に対する責任感と犠牲の決心は親としての義務を果たす事を自身に課すことができるのか、疑問である。¹³

この中に提起された、家族の結合は個人的な夫婦の間の感情を基盤することと、親としての義務を果たす事を自身に課すことから見ると婚姻関係と親子関係が個人のことになっていることがわかった。しかし、中国の歴史には、婚姻は両家族のより良い関係を作るため、そして家族の拡大をするための方法である。清朝の大清律例を確認すると男女の婚姻は「父母之命」による結びられる関係であった。また、息子を産むことができないだけで妻と離婚することが可能であった。婚姻関係の結びと親子関係の形成は個人のため、個人が決められることではなく、家族のためであった。中華民国の民法が適用されてから、婚姻関係を結ぶ決定権は個人の権利になり、子供を産むか、産まないか、は個人の自由になった。家族の個人に対する影響力が弱くなったとも言われる。

表二

年(月)別[68年以 前不含福建省]	粗出生率(0/00)	粗結婚率(0/00)	粗離婚率(0/00)
五十九年 1970	27. 18	7. 50	0.37
六十九年 1980	23. 38	9.89	0.76
七十九年 1990	16. 55	7.05	1. 35
八十九年 2000	13. 76	8. 19	2.37
九十六年 2007	8. 92	5. 89	2. 55

内政部戸政司(<u>http://www.ris.gov.tw/ch4/static/st20-0.html</u> 2008年11月20日検索)

また、表二から現状を確認すると、出生率と結婚率が下がる一方で離婚率が上がってきている。このことは、男女が婚姻と類似な親密関係を築いても、そこから結婚という法的な関係に移行することを妨げる何らかの要素が存在し、さらに、その障害を乗り越えたとしても関係を持続させることを妨げる何らかの要素が存在し、また、子供を作り親子関係を築くことを妨げる何らかの要素も存在することを示唆している。

^{13 《}民生主義育楽而篇補述》第二章、第二節、引用。(原文:在小家庭裏,子女的養育是父母無可推諉的責任。父母為了盡他們這一分責任,要辛勞,要忍耐,要為了下一代的生長而犧牲自己的自由和幸福。但是小家庭的結合,純以夫婦個人間的感情為基礎,他們對下一代的責任感和犧牲心是不是足夠使自己踐履其做父母的義務,實在是一個疑問。)蔡訳。

前述したように男女、夫婦、父子という順から言えば、次代を養育する(父子、親子関係の形成)のを結果にすると、この結果になる前、制度的に築くべき家族関係、つまり、各々求めている法的親密関係が婚姻関係(男女から夫婦へ)と血縁関係(夫婦から父子へ)を二種類に分けると世代(年齢)により、この二つの法的親密関係に対する考え方がどういうように変わっているのか、およびその変化はどのように社会現象や制度の変化と繋がっているのか、を探求するのが本研究の目的である。

現在の社会でよく行われている民意調査とか、人々が話をする時も「私は**と思います」などのことにその民意と、**と思うということの中で発言した人のものがどのぐらいあるのか、に対して筆者が非常に疑っている。社会に存在している思われた言説の表象の裏には思われたものと全然違う目的のものがあるのではないか、ということである。当たり前と思っていることは、実は当たり前ではない、ただ当たり前のように思わさせられただけではないか。人が団体生活している中で人々の意識はその団体の習慣、制度、言説に影響されながら、形成されると思う。筆者自身も生活している環境にその影響を受けながら自分の意識を形成してきたと思う。こうした筆者の意識が筆者の生活にいろいろなことに対して結論を出す時、自分の意思で決定したことがあれば、ただ環境に許されたから、結論を出してしまったこともある。その環境にある習慣、制度、言説が変わると人の意識の変わっていくはずと考えているから、この両者がどのような関係があるかを知りたいのは本研究をする原因である。

1.3 先行研究

婚姻関係と血縁関係に関する先行研究に、「不婚」に関する研究は教育や経済力が不婚、 晩婚に対する影響や、不婚、未婚、晩婚者自身が生命、愛情と婚姻に対する考えなどの方 向である(張祐慈(2008)、伍秀華(2007)、劉錦玫(2009)、陳美華(2004)、藍糴臻(2008))。 生育に関する研究も女性の教育レベルや経済力が理想子女数に対する影響、少子化が社会 に対する影響などの方向である(林秀陵(2007)、林梅君(2008)、鐘利欣(2007))。多く の研究は、その当事者は自身の考えや条件から問題点を探求している。本研究の制度(法 的)の面から考える研究は少ないのである。

陳珮庭(2004)の研究は適婚年齢が過ぎてもまた結婚していない未婚者に対する研究である。それは本研究に言っている男女から夫婦になることが何らかの阻害に影響されているのと類似なものがあると思う。宋雅琪(2007)は無子女家庭に対する研究である。宋雅琪(2007)は本研究に言っている結婚という方法で夫婦という法的親密関係ができたと言っても、父子(親子)関係を形成するか、しないか、の部分と類似なものがある。

また、陳珮庭(2004)に言った「伝統的な家族規範」と宋雅琪(2007)に言った「理想的母親という伝統的認識」は本研究の「固有観念」とも関係があると思う。関係する点がいくつがあるから、この二つの論文を先行論文として取り上げる。

親密関係の構築に関して

①陳珮庭 (2004)

陳珮庭(2004)は33.5~35.5歳の間の未婚者(結婚したことがない)十名に対して面接した結果に基づいて都会に生活している女性がなぜ適婚年齢が過ぎてもまた結婚しないか、を分析する。対象者は台北市、県に住み、中高以上の教育を受けた。全員は0Lで収入は3~6万/月である。

対象者が未婚の理由は 1、感じのいい人と会えない。2、思っているいい男性を見つけられない。3、婚姻に対する自主的なオプションが高くなった。 4、自由が欲しい。 5、いい人がいなかったら、結婚しないほうがましだ。6、男女関係、婚姻に対する不安感。7、女性の条件が良くなるとともに男性に対する要求が高くなったのである。

なぜ結婚相手と出会うことができないのか。結婚相手を選択するとき、Marriage gradient という現象がまた存在しているが、女性は相手に期待しているその条件が変わったのである。以前、注目されていたのは身長、学歴、経済条件であったが、現在の女性が求めている条件はロマンチック、感覚的、つまり感受的な期待である。女性の社会地位が良くなったし、伝統的な家族規範の力が弱くなっていくとともに結婚は女性にとって必ずしも人生に必要な過程ではなくなった。

陳珮庭(2004)の研究は都会女性の面から結婚という法的親密圏を築く相手に対する考え方が、女性自身の社会的条件が良くなったといっても結婚相手を選ぶ時、「男性の条件が女性よりいい」方がいいという考えがまた残存していることがわかった。この部分についてある意味で研究の対象者は固有観念を守る、固有観念に縛られていると考えられる。

生育関係に関して

②宋雅琪 (2007)

宋雅琪(2007)は不妊治療を受けたことがない「無子女家庭」の妻、四名に対して面接 した結果に基づいてなぜ無子女になったのか、その形成と原因を分析する。

「無子女家庭」の形成は夫または妻の片方が子供が欲しくないことを協議した結果である。子供を産みたくない理由としては、健康の問題以外に児童の時代に生まれたくない思い出があった、外的な成長環境と制度に対する不安、子供の養育責任が大きすぎ、自分がしっかりとした親になれない心配、現在夫婦の生活が変わられてしまうことに対する恐怖、などがある。

子供を産まないのは一生変わらない決定された選択ではない。子供を産むか、産まないか、という選択は、実はその夫妻の間にゆれている。子供がいない女性にとっては確かに生育が自分にとっての意義は何か、を思考する余裕がある、といっても子供がいると「いい母親」になる必要がある。つまり、「理想的母親」という伝統的認識、イデオロギーが

変わっていないのである。しかし、子供を産む必要性と「完整の家庭」というのは子供が 必要だ、ということに対して抵抗している事実がある。

宋雅琪(2007)に示した「子供の養育責任が大きすぎ、自分がしっかりとした親になれない心配…」の結果は、筆者が1.2に引用した《民生主義育楽両篇補述》の内容と合っているし、「現在夫婦の生活が変わられてしまうことに対する恐怖」のも家族の立場からではなく、個人の立場から考えた個人の利益のために完整の家庭という固有観念と反にしても、抵抗するほうの選択を選んだ結果と考えられる。これは陳珮庭(2004)の結果と違って、固有観念を守らない、縛られたくないことと考えられる。

今まで、法的親密関係(血縁関係と婚姻関係)に関する研究はインタビュー式でその個々人が親密関係に対する考えで未婚や子供を産まないなどの問題を分析していた。このような調査で出てきた結果は、特に未婚の場合、学歴、経済条件などに影響されているのが原因になっている。

筆者はこのような研究方法とそれなりに出てきた結果を否定しないが、本研究は「中央研究院調査研究専題中心」により、公開された華人家庭動態資料庫のデータを使用して人が親密関係に対する考え方の変化傾向を証明し、法律(制度)の変化と関係があるのか、と言う角度で議論していきたいのである。つまり、その個々人の考え方はどのくらい社会的な変化(制度、言説)に影響されているのか、を検討することである。

1.4 論文の構成

政府の人口政策により、社会の人口構造が変わられていることは前述のように説明してある。しかし、社会の人口構造はその社会に生活している個々人と何の関係があるか、というと、個々人にとっての生育、つまり、血縁関係と婚姻関係に対する意識の変化にもかかわっていると言える。社会に存在している制度や言説などは何らかの目的を達成するため、人々が一番私的な部分を影響する。制度、言説と人々が一番私的な部分(血縁関係、婚姻関係)との関係について、下記のように議論していきたい。

本論文の構成について、第二章は主に清朝の大清律例に規範されている婚姻と血縁関係に関する制度を説明する。婚姻関係の部分は婚約の形成、婚姻関係の終了、再婚という分類で、血縁関係は親子関係の形成、相続、孝行という分類で説明する。第三章は日本植民地時代に関する台湾民事調査報告書と中華民国民法について制度の変化を検討していきたい。

第四章では清朝、日本植民地時代と民国を通しての制度の変化が現在の人たちの婚姻と 血縁関係に対する意識とどのように関係しているのかについて、「中央研究院調査研究専 題中心」により公開された「華人家庭動態資料庫」の資料を利用して現在の人たちの意識 を確認しながら制度の変化と意識の関係を検証していきたい。

第二章 法的婚姻と血縁関係-清朝

2.1 中国の婚姻制度の歴史背景

陳顧遠 (1936) によれば、「婚姻当事者の人数から分類すると多夫多妻制、一夫一妻制、一夫多妻制、一妻多夫制の四つに分けられる。中国の長い歴史、広い地域、そして多様な民族から、それぞれの例証が見つけられる。多夫多妻制は、人類早期の婚姻形式であるかは別にして、中国には多夫多妻という群婚の時代を経たことがあるようである」¹⁴。

管子君臣下による、「古者未有君臣上下之別,未有夫婦妃匹之会,獣居羣處,以力相征」。 これは、原始時代の人類は「禮儀」無し、動物のような力勝負で生活をしているという意 である。また、呂氏春秋恃君覧による、「其民聚生羣處,知母不知父,無親戚兄弟夫婦男 女之別」;白虎通號篇による、「古之時未有三綱六紀,民但知其母,不知其父,臥之詓詓, 行之吁吁」。これらは全部、夫婦という制度なし、子が母を知り、父を知らず、という時 代に男女の結合は自然な法則に沿っていた状態を想像する言説である。こうした言説は自 然な法則により支配されてきた男女の結合は種の保持、つまり生物としての繁衍行為に過 ぎないということを語っているとも言えるだろう。

陳顧遠(1936、1964)によれば、中国の場合、乱婚から群婚(近親の定義が時代によって違うが、基本的には近親の婚姻関係を禁止する多夫多妻制度のこと)へ、そして一夫多妻または一妻多夫から一夫一妻に変わってきた婚俗についての変化過程は詳しくわかっていないが、中国過去の学者の見解では中国が乱婚時代もあったことを承認している。各種の史実と伝説を確認すると、中国に周以前には群婚の時代があったということは確実にいえるようだが¹⁵、昔の中国学者の「禮」に基づく見解では「**聘禮婚**」¹⁶になる前の男女の結合を乱婚と看做しているようだ¹⁷。

数千年以来、「禮」は民の紀律となり、中国の歴史上、具体的な特殊意義があって、存在してきた。法律制度が形成される以前、「禮」は法と同様の作用があった。婚禮は婚姻に対する規範であり、婚儀は婚禮を具体的に実現する方法である。中国の婚姻制度が確定されたのは周の時代であり、婚禮がそれの最高規範となると言われている¹⁸。婚姻に関する「禮」の規範を下記の三点のように整理する。

- 1、配偶人数:時代の移り変りで配偶者の人数も違ってくる。しかし、禮制が一夫一妻を重視していることから、妻と妾の上下関係が定められ、乱婚と看做される一夫多妻は一夫一妻多妾と言う「**蓄妾制**」に変容した。
- 2、婚姻範囲:同姓同宗は不婚。異族は不婚。同じ階級でないと不婚。婚姻の範囲について、実は中国の歴史から見れば、政治的な理由で「禮」に反する婚姻の例が少な

¹⁴ 陳顧遠 (1936) 『中国婚姻史』、pp39。

¹⁵ 陳顧遠 (1936)『中国婚姻史』、pp40-47 を参考する。

¹⁶ 正式に妻を娶る。『禮記』: 聘すればすなわち妻となる。

¹⁷ 陳顧遠(1964)『中国法制史概要』、参考。

¹⁸ 註の17と同じ、pp292。

くないが、「禮」から言うと、それは「失禮」と看做される。

3、嫁娶方法:**聘禮婚**。男性は**聘**¹⁹により、妻を娶る。そして**聘禮婚**の二大要素とするのは父母の命と媒酌の言である。婚姻は男女両方個人のことではなく、両家族(姓)の結合として看做されるため、父母の命が重視されている。また、仲人がいないと男女が互いに知り合うチャンスがないと言う「男女有別」の規範で媒酌の言が重要であった。中国の歴史上に存在していた帝王の**選婚、罰婚、賜婚**などは習俗と関係がなく、嫂婚制は「禮」によって禁止されている。

中国の場合、男女の結合は群婚から、婚禮が形成されるようになるまで、現実の面からいうと子孫を繁衍するという主な目的は変わっていない。婚禮に支配された婚姻には個人の感情という要素が少ないのである。つまり、婚姻は国家を壮大にするため、家族を広げるためであり、男女の個人的な感情を基盤とする結合ではないのであった。

このような婚姻の縁起、婚俗、婚礼を背景として婚律(婚姻に関する法律)が形成された。台湾は1683年から清朝の版図に入れられた。それ以前に大陸から台湾への移民もあり、大陸と同じ婚俗がある漢民族の移入と、清朝の管轄になったことで、台湾でも清朝の婚律を守らなければならなくなった。大陸と同じ影響を受けてきた台湾の漢民族は清朝、日本植民地時代と民国という時代の変化で適用する法律も変わることにより、法的親密関係に対する影響はどう変わってきたのか、次の節から制度の面について検討していきたい。

2.2 清朝の婚姻関係と血縁関係について

清朝の人口に関する律令は、大清律例(戸律)に詳しく規定されているが、封建制の王朝で皇帝により、定められた律令は満族の利益を守るほかに、封建的階級制度を維持していた²⁰。大清律例が維持していたのは社会的な階級制度だけでなく、家庭内の関係もある意味で階級化されていた。古来、中国の人口政策の単位は「戸」であった。個人のことより、家族のことが優先に考えられ、中国の固有の立法精神がこの現象と呼び合っている²¹。

大清律例を見ると、封建的な階級制度を維持するというのは政権を持つ満族の優勢を守るだけではなく、社会全体が階級分別されていることをも同時に表している。婚姻の観点から見れば、「婚姻配偶,義取敵體,已賤娶良,則良者辱矣……夫妻有敵體之義,而良賤非匹配之宜。²²」そして「凡文武官並吏娶樂人妓者為妻妾者,杖六十,並離異。」「良賤尚不得為婚,樂人則賤之甚者,官吏及應襲廕之子孫娶為妻妾,辱褻已甚,行之有虧,故杖六

¹⁹ 価値を問わず、媒酌者により、はっきり目的を示して送った金銭や物などは聘、聘財と言う。(大清律、戸律:男女婚姻、律後註。)

²⁰ 中華文史網(<u>http://www.historychina.net/tws/QSYJ/ZTYJ/QSYJZS/06/21/2007/20428.html</u> 2009 年 11 月 2 日検索)

²¹ 陳顧遠 (1964)『中国法制史概要』、pp241。

²² 大清律輯註(上)良賤為婚姻、pp282。

十。²³」夫婦は平等で対立の関係であることにより、「**良**」と「**賎**」とが結婚するのは良に とって一種の恥とされるという。官吏が遊廓に通うことは責められることであり、遊女と 婚姻関係を結ぶのは許されるべきことではないのである。一定の官職以上の人だけではな く、一般人でも同階級の相手と結婚する必要がある。良賤が結婚不可ということは、中国 の歴史上には随分長く存在していた。原因として考えられるのは経済的あるいは政治的な 理由が主であり、または家柄や血統などの理由も考えられる。「禮制」が定められた最初 (周朝) には、刑は大夫にのぼさず、という定めがある。つまり、刑罰は一般の人に対し て運用されるもので大夫階級はその範囲外にある。「大戴禮 本命篇」によると、女は刑 のある人を取らず、という。これに基づいて庶民は庶民としか結婚できないのであった。 過去の社会には、奴隷の母から産まれた子は奴隷と看做され、奴隷と通婚した人は官吏に なれないのであった。なぜ婚姻関係まで階級化して「**隔婚**」²⁴する必要があるのかを、歴 史の背景から考えてみると政治的な要素が主になると考えられる。中国の歴史においては 群雄割拠の状態が長く、しっかりと注意を払わないと王朝が倒される可能性もあるので、 族外又は別の君主に忠誠を捧げたことがある人を賤民にした。これは、皇帝が政権を確保 するための一種の手段とも言える。このような状態は清朝になってから規定が緩和された が、民間には固有習慣として存在している。つまり、「門當戸対」という考えである。こ のような階級についての考えは社会に存在している一方、家庭内にも類似状態があった。

家族(血縁関係)の面からいうと、家系の「正しさ」を守るため、家の跡目を嗣ぐもの(立嫡子又は立嗣)としては、庶子とは長幼を問わず、嫡男にすべからず、嫡男が亡くなっても嫡孫がいれば、次嫡子や庶子ではなく、嫡孫に嗣がせることになっていた。三歳以下の、親か家族からはぐれた迷子を養子として縁組で同姓にするのは許されることと言っても、自分の子がいないという理由で後継ぎとさせることは不可であった。家系の「正しさ」を守るため、倫理の中でよく言われてきた「長幼序あり」という話はこの場面に嫡子対嫡子、庶子対庶子の「序」になっていた。また「立子以貴不以長,立嫡以長不以賢」という話もあるので、嫡出と庶出とはある程度階級化されていたと言える。家の跡目を継いだ人はその家の責任者、つまり家長になる。その家の田、糧は家長の意思に従って分配、処置され、財産も家長に属する²⁵。家長は財産の処置権を持つ他に、対外的には家の代表として家の成員を導いて国家に人民とする義務を尽くす責任もあった。唐からの戸律においてもすでに戸籍を偽造し、しっかりと登録しないことに対しては家長だけを処罰した。これは戸籍でコントロールした納税か、徴兵などに関する報告義務を家長に属するとした証であった。

制度によって長期に家庭内の地位が守られてきた家長は、「家」と「国」との間の繋ぎ 役であり²⁶、国にとって最小管理単位の管理責任者であったとも言える。家長が設置され

²³ 大清律輯註(上)娶樂人為妻妾、pp279。

²⁴ 階級で分別して違う階級の人たちを通婚しないようにすること。

²⁵ 明清律輯註「一戶之內所有田糧, 家長主之, 所有財產, 家長專之」。

²⁶ 陳顧遠 (1964)『中国法制史概要』、pp252。

た初期には、家長は男性に限られていて祖父が亡くなれば、父が継ぐ、父が亡くなれば、子(男子)が相続する、という世襲制の時代には「母は親であるが、尊でない」。そして、「雌鶏歌えば家滅ぶ」の考え方で女性は家長になるチャンスが殆ど潰されたのである。しかし、後継ぎとしての男性がいないことは避けられない場合もあるので、女性の家長が存在しているという事実が否定できない。だが、原則としては、家長は男性である。仕様がない場合、女性は「準家長」になる可能性もある。しかし、家が絶えるのでない限り、「準家長」はあくまでも代理人のような役割に過ぎない。基本的には男性が主とされていた社会の環境に、女性は一つの家にどんな地位で存在していたのだろうか。

ずっと言われてきた女性の美徳とする「三從四徳」は、実家で父に従う、他家に嫁ぐと 夫に従う、夫が亡くなった後、息子に従う、ということにより、女性の家庭内地位は男性 より低いことが明らかであった。「夫為妻剛」、「母以子貴」という倫理関係で女性は男性 に付属していた位置の存在であった。確かに婚姻関係の中には「妻」の位置はある程度保 障されていたが、それは「夫」以外の人、つまり「妾」との地位区別ぐらいであった。大 清律輯註により、「妻者其也,與夫齊體之人也;妾者接也,僅得與夫接見而已,貴賤有分, 不可紊也。」または、「婦人義當從夫,夫可以出妻,妻不得自絕於夫。」妻は夫とは礼を以 って相対する人であり、妾は夫には接待しかできず、貴賤の別がはっきりしていた。そし て、夫婦関係は義理上、婦人は夫に従順であるべきであるし、夫は妻と縁を断つことがで きるが、妻は自ら夫と縁を切ることをするべからず、であった。妻(女性)の家庭内の意 義は夫に対する従順を捧げることと家を継続する子を産むことであるとも言えるだろう。 制度から見る家庭内の権力は前述したように男性の間の貴賤、長幼で分配されている。女 性はこの権力の範囲から排除されているとも言える。

しかし、なぜ家庭内の関係は形式上はこのようになったのか。長期にわたって王朝制度で統治されてきた中国の社会には禮制とか儒教とかに影響されてきたというより、王朝の世襲制度の考え方に強く支配されてきたとも言えるだろう。皇帝の継続については夏朝以前の禅譲制度から商朝に「兄終弟及」に変わり、そして「父死子継」に変化していた。周朝の宗法制度が形成されてから、嫡長男が皇帝の優先継続者になることが原則として続けられてきた。もちろん、皇帝の場合、あまりにも政治的な魅力が大きすぎて歴史上の例外がたくさん存在しているが、原則としては変わらないのであった。官吏職の継続に関する規定も普通の家庭の家族も同様の原則を守ってきたのである²⁷。つまり、中国全体のポリティックスに関する制度は類似した原則に支えられたものであった。しかし、制度は制度として、現在の視点から見れば平等性が取られていない家庭内関係はなぜ、社会の基層に存在し続けられたのか。これは経済的な面から考えれば、理解できるものと思う。

農業社会においては生きていけるために働き手の多さは主なキーポイントになるとも いえる。自分自身(家族)が生きるためのほかに国に対する納税(糧)や夫役などの義務

_

²⁷ 大清律輯註(上) 吏律 職制、pp123 を参考する。

も課されている。この部分についても「戸」という単位で、税(糧)は畑の広さにより、 夫役は丁口(男性の人数)により、課される。そして、働き手が不足なら、畑が耕作できず、荒田になると処罰される以外、畑が取り上げられる可能性もある。だから、「戸」の中の働き手の多さにより、経済的なきつさも変わってくるし、家族の財産が守られるかどうかも違ってくる。農業社会で経済の面から見る「戸」の単位の管理は家族の拡大化の理由の一つになると考えられる。家族を拡大し、働き手を確保するために、人口の生産という重要な役の責任を女性に負わせてきた。

制度に固められてきた家族の関係には個々人が生まれついた階級の問題とか、男女平等の問題とか、たくさん存在しているのは確かであるが、社会福祉が殆どないとも言える時代に家族が果した機能は非常に重要であった。「父慈子孝,兄友弟恭。」家庭内の尊長者である親の老後の生活については孝道に規範をされていた。秦朝には「不孝者、首切り、示す」。晉朝には「違反教令,敬恭有虧,父母欲殺,皆許之」。隋唐から清朝まで「十悪」に悪逆、不孝、不睦、不義、内乱などに対しては重罰を以って処していた²⁸。中国に孝行がどの程度重視されていたのかは、刑罰から見ればわかる。婚姻関係を結ぶことにより、子供を産む、種の継続と経済的な生きやすさが守られるほかに、「養児防老」ともいえる考え方で、人生の最後の老後の問題も家族の機能により解決されていた。

しかし、一つの家族の中に家系の相続としての血縁関係においても家族の拡大としての婚姻関係においても男性と女性はそれぞれ、ある程度に規定された役割の分担をされてきた。だが、その役割分担に含まれていた意義は個人の利益のためであるようにはなかなか見えてこない。確かに家族の存在が続けられていけば、個人もついでに生きていける。そして、もし家族という単位は個人にとって一番生きやすい単位であるとしたら、その家族を守るため、個人の利益を家族に捧げていてもそれに甘んじるかもしれない。

2.3 制度における婚姻関係

清朝の婚姻関係に関する制度は具体的にどのように規定されているのかについて以下 に整理してみていくことにする。

2.3.1 婚約:

- 1、基本的には尊長者(普通は直系尊属親だが、宗族の尊属親も可能である)の意思に従う。
- 2、婚約はある程度の強制執行力がある
- 3、婚約をやぶった場合、

男方:A:後婚約がない:婚約者を娶ることを命ずる。

B:後婚約がある:前婚約者の意思による。

-

²⁸ 陳顧遠(1964)中國法治史概要 第四章家族制度を參考する。

C:後婚約者を娶った:前婚約者が別嫁。(後婚約者の操が破られたから)

女方:A:後婚約がない:婚約者に嫁入る。

B:後婚約がある:前婚約者に嫁入る。

C:後婚約者に嫁入った:前婚約者の意思による。(婚約違反者の願を果

すわけがないから。)

婚約は基本的には家族内の尊長者の意思に従うべきである。例外は何かというなら、尊長者が卑幼者(卑属親)のため、婚約した場合、それを知らない卑幼者(卑属親)が外地で結婚した場合である。しかし、同じ事で卑幼者が唯外地で婚約をし、結婚していない時、やはり、尊長者が決めた婚約に従う。一度婚約をすると、相互同意での解約か、あるいは婚約当時に偽ること、例えば、心身障害や養子の身分などのことを隠すことがない限り、どんな理由でも破ることができない。やぶる方が刑罰を科されるのである。もちろん、姦盗のように卑幼者自身に罪があることが明確な場合以外、刑罰は主婚の尊長者又は媒酌人に科される。というのは、昔の婚姻は当事者自身の意思で実行したことではなく、「父母之命」に反することができず、また「媒酌之言」がないと男女が相互には知り合うチャンスがない29ことにより、個人の婚姻に対する決定権を尊長者に付与したのは制度だけではなく、礼、徳、孝行という社会的な教育による道徳的な規範もその権利を尊長者に付与したとも言える。

過去の社会には男女に対して重視している条件の問題から考えてみると、例えば、大清律例戸律「男女婚姻」によると、婚約する前に当事者の家庭内地位を示す嫡子、庶子、宗族の養子や異姓養子などの身分をはっきり言わないといけない。つまり、婚約の当事者は自身の教育レベルや人格などで婚約相手の条件として選ばれるだけでなく、自分で変わられることがない生まれつきの家庭内身分も階級化された社会に重視された条件の一つになっていた。また、一度婚約してから簡単に婚約を無効にすることができないのはもちろん、もし前婚約をした後、他人と結婚した場合、男方が後婚約者を娶って前婚約を破っても前婚約者はまた「完人³0」で他人と結婚するのは可能で、後婚姻者は操が破られたことで別の媒合を取り持ちにくくなるから、後婚姻が維持されるようになる。ここからも、当時の社会で女性の貞操、節操に対する重視の程度がわかる。

こうした制度で婚姻当事者にとって、自分の婚姻に対する決定権がないだけではなく、 生まれつきの身分にも影響される。そして、女性の一生が一人の男性に属すのは基本であ ることと考えられる。

2.3.2 婚姻の形成:

1、儀式:主婚者、媒酌による聘礼婚。

2、形態:嫁娶婚、婿取り。

²⁹ 曲礼により、「男女非有行媒,不相知名。」。

³⁰ 心身障害がないことやバージンという意味である。ここはバージンのことを指している。

聘禮婚は売買婚から変わってきたものである。売買婚は女性を品物として看做したため、 禮法には許されないことであったが、主な聘礼は金銭又はそれに類するものであることから見ると聘礼婚にはかなり売買婚の影が残っている。正式な聘礼婚には一、媒酌之言、二、 父母之命、三、聘約による結婚という三つの要素がある。嫁娶婚は男性が妻を迎えること で、婿取りはその逆である。家父長制の社会で通常では嫁娶婚であるが、実は婿取りの歴 史も短くない。婿取りの起源は齊朝からという説もある。家の後継ぎができる人が女性し かいない時、婿取りをする。その婿は妻の家族の苗字に変え、後からできた子供も母の苗 字にする。家を絶たせないための手段である。秦朝になると商君により、「家富子壯則出 分,家貧子壯則出贅。」という理由で家が貧乏で聘金が出せない男性は嫁取りではなく、 男性自身が女性の家の人になるという救済策をした。大清律にも家を継続する男性がいない 、養老のための婿取りに関する規範がある。禮法又は制度から見ると認められている聘礼 による嫁娶婚と婿取りのほかにまた、「童養媳」、童婚ともいう形の婚姻が民間に存在している。民間の童婚は主に貧困の家に存在している。男方は将来の聘金を軽減するため、女 方は扶養の負担を免除するのを目的にしたものである³¹。

男女が婚姻関係を結ぶのを促進した重要な三つの要素は 1、恋のニーズ 2、子孫の生産 3、相互の協力である³²が、「恋のニーズ」は制度的に無視された個人の意思と禮制の規範による「**男女有別**」の規範に非常に圧縮されて、婚姻の主な目的は子孫の生産と相互の協力に収斂していた。つまり、ここまでの婚姻関係は家族の継続、拡大、経済を考慮して制度化された関係であると言える。

2.3.3 人為的な婚姻関係の終了:

- 1、両願離。(協議離婚。)
- 2、出妻。(七出:父母に従順せず;息子ができない;淫ら;妬む;悪疾;多言;盗窃)
- 3、**義絶**。(妻の祖父母、父母を殴ることと外祖父母又は父の方の三親等を殺すこと; 夫妻両方の祖父母、父母、外祖父母又は父方の三親等が殺し合いをすること;夫 の祖父母、父母を殴る又は罵ると外祖父母又は父方の三親等を殺傷すること;親 族と不義密通(夫妻両方がそれぞれの範囲に関する規範がある。);夫を害しそう なこと、など。)

この部分について筆者は前もって説明しておきたいことが一つある。この段のタイトルを「人為的な婚姻関係の終了」にしたが、前述したように制度から見る婚姻はただ個人のために結ばれた関係ではなく、両家族の良好的な結合のためのものである。民間の文献には離婚という言葉が普遍的に使用されているが、律例(法律)上の用語は「離」、「離之」、

-

³¹ 陳顧遠(1936)『中国婚姻史』、pp109 を参考する。

³² 穆拉萊爾 (F. Muller-Lyer) (1965) 『婚姻進化史』、葉啓芳訳、pp141。

「和離」、「両願離」、「離異帰宗」である。婚姻は個人より家族のためといっても実際の関係作りはやはり、夫婦二人であるから、場合によって離婚(離、出、絶)になって夫婦の関係が終わっても、家族の関係が続くこともある。或いは夫婦の関係が続くが、家族の関係が終わることもある。現代法の離婚と考えが違うところがある。

各王朝の律令を確認すると、両願離に関する規範が存在しているが、女性は「從一而終」 (離婚されても夫が亡くなっても再婚しないこと)と夫に従うべきであると道徳的な規範 をされていることで、女性からの離婚要求がなかなか少なかった。制度から言うと、清朝 までの中国の社会には離婚について使用していたのは自由離婚主義33と言える。しかし、 女性から離婚の要求を出しにくい社会環境と制度は「出妻」という夫から妻と離婚の要求 を出せる規範から見れば、離婚を実現する権力は主に男方に属されていることが分かった。 夫は七つの理由(七出)で「出妻」ができるが、「三不去」に制限されている。「三不去」 というのは 1、父母の服喪(斬衰:三年)をしたこと(恩のため)2、貧乏から富貴になっ たこと(徳のため)3、離婚したら、妻の帰処がないこと、の三つである。妻が淫らと悪 疾の条を犯さない限り、「三不去」は妻にとって夫に随意に振られることを防ぐ、制度か ら消極的な保険とも言える。しかし、この「七出」、「三不去」、「**義絶**」の内容から考える と離婚に関する規範は実際に中国の固有的な思想や制度、例えば宗法、人倫、孝行などを もっと固めるための手段とも考えられるし、男方の専有権力とも言える。筆者はここで夫 の専有権力と言わず、男方の、にした理由は、七出の一番目は父母に従順しないと出妻の 条件になるから、両親に奉仕する役を背負っている妻に対する評価は夫より両親の決定権 が強いという考えからである。

2.3.4 再婚について

死別、離婚による再婚の問題は基本的には服喪期と、朝廷の恩命を受けた婦人の再婚以外、禁じない。文献上にも女性再婚の例がたくさんある。よく知られているのは孔子が三代とも「出妻」をした、伯魚(孔子の子)と子思(孔子の孫)の妻は出されてから二人とも再婚した。そして、漢の文帝、景帝の遺詔には慎夫人以下、宮から出た人は婚嫁が可となった³4。というのは再婚の現象が普遍的な、悪事でない時期もあった。しかし、禮記郊特性によると、「一與之齊,終身不改,故夫死不嫁」(夫妻になると一生変わらず、故に夫を亡くなっても再婚をせず)。禮教は女性の再婚について反対であるし、朝廷も貞節を守った女性を優遇している。明朝は三十歳以前に夫を亡くし、五十歳以後貞節を守った女性を表彰し(旌表門間:貞節牌坊)、本家の夫役も免除される。清朝にも類似の制度があった³5。

民間には、宋朝の程伊川は貧窮のやもめが再婚してもいいのか、の問題に対して「餓死より、貞節を失ったほうは極めに問題である」という説もあった³⁶。また、清朝の王相の

³³ 自由離婚主義: 当事者の一方或いは双方の自由意志で離婚することは可能であること。

³⁴ 西漢会要巻六 出宮人条と漢書景帝本紀を参考する。

³⁵ 明会典旌表門,清会典風教門を参照する。

³⁶ 朱熹、呂祖謙『近思録』巻六家道。

母が『女範捷録』貞烈篇にも「**忠臣不事兩國,烈女不更二夫,故一與之醮,終身不移,男可從婚,女無再過。**」(忠臣は二君につかえず、貞女は二夫にまみえず、故に夫妻になると一生変わらず、男の再婚は可、女はそれがなし)。と書いてある。このような朝廷の奨励と民間における「**從一而終**」の説の普及により、元朝から清朝まで、再婚は恥である、という認識が世の中に根深く広まっていった。

再婚問題のほかに、大清律例には姦通に関する規範もある(刑律:**犯姦**)。夫がいる婦人はもちろん、夫のいない婦人に対しても処罰する。それに妻(妾)の犯行を縦容した夫にも善良な風習を破壊するという理由で処罰する。この部分も女性に貞節を守らせるための教令と言える。夫婦の間で互いに背負うべき忠貞が制度により、女性の側が一方的に背負わなくてはならなかった。そして、その忠貞は婚姻関係が存在している間だけではなく、婚姻関係が終了した後も守り続けることが要求されたのであった。

2.4 制度における血縁関係

2.4.1 親子関係の形成:

- 1、嫡出、庶出。
- 2、宗族の子を養う。(過房子)
- 3、異姓の子を養子にする。迷子を養子にする。
- 4、相姦により産まれた子。

本妻が産んだのは嫡出子で、庶出子が現代の言葉では婚姻関係により産まれた子であるが、2.2 (p12) にも述べたように家庭内の地位では嫡出子の方が高い。自分の後継ぎがいない場合、宗族の同意で同じ宗族の子を継嗣の候補者として縁組することも可能である。 宗族の親疎関係により、どの子を自分の後継ぎにするのか、に関する規範もある。

実父母又はその親族の同意があれば異姓の子との養子縁組は可能であるが、養子を自分の苗字にするのは宗族の流が乱されるため、禁止されている。迷子の場合、基本的には三歳以下の迷子を養子として養うことが許されていたし、その子を自分の苗字にしてもよかったが、異姓と迷子となった養子は家の後継ぎにはなれない。今まで述べた宗族の子、異姓の子、迷子の養子縁組は、それぞれの実父母に後継ぎがいなくなったなどの事情によって子を返してもらうのは可能であるが、養父母の意思にもよるのである。つまり、この三種類の親子関係は終止可能である。

最後、筆者は私生児と言わず、相姦により産まれた子という表現にした理由は、現代の考えでは私生児というのは父を知らない子で、父の認知を得れば父の庶子となる。しかし、 大清律の刑律、「**犯姦**」によると、相姦により産まれた子は後継ぎになれないだけではなく、宗譜にも入れないし、兄弟数としても数えられない。そして、相姦により産まれた子 の制度的親子関係の特徴は、その子が父に属す場合、母との母子関係が断たれる点にある。 逆の場合、母に属す場合、父との父子関係が成立しないということである。このような子 の家庭内の位置はかなり低いが、制度的にある程度の継承権利が保障されている。

2.4.2 継承: 官位(武将)、財産

官位についての継承は継承者が死没、疾病、犯行ではないと 2.2 で述べた「**立嫡子**」、嫡長子、嫡長孫、嫡次子……庶長子、庶長孫……甥(兄弟に限られている、姉妹の方は外戚になるから継承の順位に入れない。)の順と類似であるが、「**立嫡子**」とちょっと違うのは甥の次は弟で、その後は宗族の相続順位になる。宗族外の養子には相続権がない。

財産については祖父母、父母が生存している場合、家督の承継者は嗣子である。祖父母、父母が死没又はその指示がない限り、家産の分割や分籍は不可である。家産を分割する時、嫡出子と庶出子とを合わせた人数で等分に分ける。**姦生**の子がいる場合、1、すべての子の人数の等分の半分。2、嫡出子、庶出子ともいないと**姦生**の子と宗族の承継者一人と半分ずつ。3、すべての承継者がいないと**姦生**の子が全部受け取る。絶家(男性の承継者がいない)の場合、実の娘が相続可。つまり、男性の子が**姦生**でも制度には現代の相続の概念での遺留分の保障があるが、娘のほうは絶家(相続できる男性がいないこと)でないと相続権がないということになる。異姓の養子は宗族の判断により、いくら貰えるか決められ、制度的な保障がない。

2.4.3 孝行

1、服喪の面。

己身は「本宗九族五服正服之図」(添付一)に沿って宗族の一定の親等以内の人に対する服喪をしなければ不孝となる。女性は未婚、結婚、離婚のそれぞれの場合によって服喪期間が異なっている。未婚と離婚の場合、男性兄弟と同じような服喪をする。結婚関係にある場合、義父母を未婚時の実父母と同じようにし(斬衰:三年)とし、実父母に対する服喪期間が一ランク下がる。つまり、女性は結婚により、実家との親疎関係が遠くなるのである。そして、子は離婚または再婚をした実母に対しては生んでくれたことに対する恩情の意味で服喪をするが、ニランク下がる(杖期)。この部分について歴史上、違う例もある。孔子の孫子思が自分の子(子上)に「出妻」にされた母の服喪をさせない。その理由が「私の妻ではないと子の母にもならない。37」という例もあった。

大清律の喪·葬違反に関する律令は「**稱期親祖父母**」、「**匿父母夫喪**」、「**喪葬**」、「**居喪嫁 娶**」などがある。非禮、不恩義、不孝という罪で最高懲役は徒刑一年、杖六十である。

2、資産と戸籍の面

.

³⁷ 禮記正義卷六檀弓上。子上之母死而不喪。門人問諸子思曰。昔者。子之先君子。喪出母乎。曰。然。子 之不使白也喪之。何也。子思曰。昔者。吾先君子。無所失道。道隆則從而隆。道污則從而污。伋則安能。 為伋也妻者。是為白也母。不為伋也妻者。是不為白也母。

祖父母、父母が生存の間、子孫が資産を持たないのは基本であるから、その間に祖父母、父母の命又は遺言によらず家産を分割するとか、分籍するとかは、不孝と見做される。しかし、遺言に沿ったといっても服喪期にそれをすることは不可である。また、家産と関係することで卑幼者が勝手に金銭を使用するのも不可である。これは尊長者には不敬であるし、宗族は基本的に同棲共財で家督の尊長者の許可なしに勝手に金銭を使用するのは一種の侵奪と看做される。

これは現代では親告罪となる。告訴又は告発がないと処罰されないが、以前は、遺言に 沿って服喪期に財産を分割すると言っても期親以上の尊長者³⁸に告発されると処罰された。 世の人に孝行の重要性を教えるというのが律令の目的であったためである。³⁹

3、従順と奉養の面。

孝経紀孝行章第十

子曰:孝子之事親也,居則致其敬,養則致其樂,病則致其憂, 喪則致其哀,祭 則致其嚴,五者備矣,然後能事親。事親者,居上不驕,為下不亂,在醜不爭,居 上而驕,則亡。為下而亂,則刑。在醜而爭,則兵。三者不除,雖日用三牲之養,猶為不孝也。

子曰く、孝子の親に事ふるや、居るときは、則ち其の敬を致し、養ふときには、則ち其の楽しみを致し、病めるとぎには、則ち其の憂いを致し、喪するときには、則ち其の哀を致し、祭るときには、則ち其の厳を致す。五つのもの備はり、然る後、能く親に事ふ。親に事ふる者は、上に居りて驕らず、下となりて乱れず。衆に在りて争はず。上に居りて驕るときは、則ち亡び、下となりて乱るるときは、則刑せらるる。醜に在りて争えば、則ち兵せらる。此の三つのもの除かざれば、日に三牲の養を用ふと雖も、猶ほ不孝と為すなり。

中国の社会で孝行がいかに重視されていたかは、いろいろな経典からわかる。人間に対する評価は孝行から始まるとも言える。親に対する従順と奉養は当然であり、同時に尊敬と保護も必要である。律令には親を保護するための孝行犯行に対してかなり法外なところがある。例えば、祖父母、父母が殴られた時、折傷程度にかかわりなく、犯行者を殴る、あるいは祖父母、父母が殺された時、犯行者を殺すというような「即時救護」は律令に許されていることである。しかし、孝行のために制度がこのような法外的な処置をもって対応するということは、卑幼者の尊長者に対する不敬にも一層厳しく対応するということを意味している。子孫が祖父母、父母の教令に反し、或いは奉養には不十分であれば、杖一百の重罰が課される。子が貧乏で父を養えず、父がそれによって自縊した場合、子は過失殺父律で杖一百、流放三千里の罪に問われる。子孫が祖父母、父母を殴る或いは殺した場

_

³⁸ 服喪期が「期」以上の尊属親。「本宗九族五服正服之図」をご参照ください。

³⁹ 大清律:「別籍異財」律後註。

合はもちろん、罵った場合にも絞殺の刑に問われる可能性がある40。

筆者はここで一部の例をしかあげていないが、実は、清朝までの人にとって制度による 孝行は直系親族だけではなく、宗族の尊長者にも親疎による程度の違いはあれ孝行を尽く さないといけない。そして、孝行についての規範は律令だけではなく、四書五経のような 経典に教えられているものも道徳的な枠として非常に強く世の中の人を規範している。民間にも親孝行を美しい話としてたくさん流伝され、このように孝行を重視するのは家庭内 の秩序、親族間の絆を固める人倫に対する目的のためだけではなく、社会的な、君臣の、 すべての倫理の基礎になっているともいえるだろう。

2.5まとめ

階級化されている社会では家庭内の関係もある程度階級化されていたと言える。制度から考えると、家庭というより、直系だけではなく傍系も含めた家族の考えが強いのであった。婚姻の面から考えれば、個人の意思は殆ど無視される状態であった。特に結婚前の女性は家族内の尊長者の意思に従うべきで、結婚後は夫に従順であるべきであった。そして、私産も持てなかったし、離婚した場合も夫を亡くした場合も、法的には再婚が可能だが、民間における「**從一而終**」の説の普及により、離婚の提出も、再婚もしにくい環境であった。

親子関係の形成についても実際の血縁関係がない養子はもちろん、一夫一妻多妾の制度により、同じ血縁関係のある親子関係は子供の身分が嫡出子、庶子に分類されて家庭内の地位が違っていた。親子の間には親の絶対的な権利と子供の絶対的な義務という関係があった。特に子供の親に対する孝行は厳しく規範されていたし、「**分居異財**」不可の規範で家族の形は強く固められていた。

第三章から日本植民地時代と台湾光復後の民国時代の制度について清朝との差を検討 していきたい。

⁴⁰ 大清律:「罵祖父母、父母」。

第三章 日本植民地時代と台湾光復後の民国初期-婚姻

本論文の研究範囲は台湾に限っているので、台湾の場合、清朝と民国の間にまた日本植民地時期があった。日本植民地時代の台湾親族、相続関係などに関する政策は基本的には放任主義で旧の民俗習慣を拘束しないから、法的な習慣が清朝とあまり変わらない⁴¹。筆者が下記で「光復後の民国時代」としているのは台湾光復後(民国 34 年以後)のことであり、日本植民地時代の制度が清朝または民国の制度と違うところがあった場合、その節で説明をする。

前述したように中国人の社会は儒教と禮制に基づいて社会の規範が作られていた。そして、禮が家庭の中に人倫の表現を始め、家庭倫理は家庭のメンバーがあるべき姿と義務の規範をした。人間関係に対する考えは個人より、家族のほうが重要であった。このような中国の固有観念を基にして長期に続けてきた人間関係の規範は、欧米思想という男女平等、独立人格の考えに影響を受けるなどのことで変わった。とはいえ、男女平等の面についてはやはり全面的に改善されたとはいえない。だが、男女平等の問題を別にして、光復後の民国時代以前と以後の制度では一番違っているのは何だろうか。それは家族の個人に対する牽制力が弱くなったことと婚姻関係に一夫一妻制度になったこととも考えられる。

民国の法は法を遵守する義務を個人に課する一方、個人の行動の自由と意思も守っている。成年となった以上(民法により、成年とは二十歳になることである)個人は、合法範囲ですべてのことは自分の意思に従うべきである。例えば、昔は「主婚人」という制度があり、一般の場合、「主婚人」は父母で、「父母之命」(父母の意思に従う)である。「周は禮を申し、儒家は経を伝え……」に於ける男女別あり、禮による結婚、父兄がいなくても師友がいる、だから、廉を養い、恥を遠ざけるため、自ら娶ることを言わず。(周代尚禮,儒家傳經,於是男女有別,主其事者縱無父兄,亦有師友,所以養廉遠恥,使婿不自言娶婦。中國婚姻史 pp142) また、唐の時代には父母に限らず、尊長者は卑幼者の結婚を掌る権利を有する。また、夫が亡くなった婦人が再婚の意思がなくてもその婦人の祖父母、父母が無理やり再婚させることは制度上、許されている。以上のことから過去の人は自分の婚姻に対する意思表示の権限が制度上から見れば、非常に弱かったと言える。

民国 19 年(1930 年)に制定された民法が清朝の大清律例と違ったのは、成人の個人の意思を守るようになったことである。それは例えば、民法の第九百七十二条:「婚約は男女、当事者が自ら定めるべし。(婚約,應由男女當事人自行訂定。)」、または、第九百七十五条:「婚約は強迫履行の請求をすべからず。(婚約,不得請求強迫履行。)」もちろん、婚約不履行のことで損害があった場合、無過失のほうからの損害賠償の請求が可能である。しかし、婚約、婚約の解除、結婚又は離婚などの個人の意思が民国の制度に守られるようになったといっても父母の意思を完全に無視することができるとはいえない。制度上、過去のように主婚人や媒酌人の規範がないが、民間に婚俗(婚姻に関する習慣)として残されている。

_

⁴¹ 台湾民事習慣調査報告(1995年版)前言 pp4-5。

中華民国の民法は、婚姻の人数についての規範も過去と違った。中国の歴史に長い間に存在してきた一夫一妻多妾の「**續妾制度**」について第九百八十五条:「有配偶者は重婚すべからず。(有配偶者,不得重婚。)」により、制度上、終わらされたのである。実はたくさんの文献に中国が以前から「一夫一妻制度」を提唱してきた、そして、律令にも妻がいれば、また妻を取ることを禁止していたが、妾に対する認識は妻ではないのであった⁴²。つまり、中国系の人にとっての「一夫一妻」は妻にした人が一人、妾は何人いても関係がない⁴³。しかし、民国以後、制度が妾を承認しない、絶対的な「一夫一妻」というように制定していても制度には有効な重婚という現象は存在していた。それは利害関係者が重婚の事実に対する取消しの要求をしないと重婚が法的には有効のままになることである。つまり、A男先にB女と結婚し、後からA男がまたC女と結婚した場合、B,C女はこのA男の重婚事実がわかっていてもB、C女が両方とも婚姻関係の取消しを訴えないと民国 19年に制定された民法では有効な重婚になる。このような立法精神と反する現象を防ぐために民国 74(1985 年)に民法の第一回目の修正があった。重婚の場合、利害関係者が重婚の「取消しの訴えは可」ということから、重婚の婚姻関係は「無効」に修正された⁴⁴。だが、このように修正されてもまた例外があった。

民国74年9月(1985年)にA男と民国62年(1973年)に結婚したB女が子供をアメリカへ連れて行った。本来、夫婦の仲が悪くなっている事実があるが、A男はB女の行為を同棲義務に反し、悪意遺棄の意があるという理由で離婚裁判に訴えた。そして民国77年6月に裁判所は離婚批准の判決を言い渡し、A男はB女との戸籍上の離婚手続きを完成してから、同年7月、C女と結婚した。しかし、帰国したB女は、A男がB女の連絡先を知りながら、行方不明の理由で訴訟を起こした離婚批准の判決に対して再審を訴え、離婚確定の原判決を廃棄する判決を得た。そして、A男とC女の婚姻は無効であると訴え、民国81年(1992年)、最高裁判所はA男とC女との婚姻は無効である、と言い渡した。それと共にA男は「最高裁判所八十一年台上字一六二一号確定判決に適用した民法第九百八十八条第二款の規定45は憲法に抵触」という旨の憲法解釈を申請した(大法官釈憲)。訴えは大法官解釈を下記のように引用する。

重婚無効に関する民法第九百八十八条第二款の規定は一夫一妻婚姻制度の社会 秩序を維持するためのである。一般の場合では憲法に無抵触である。唯適婚之 無配偶者は元来結婚の自由を有する、他人もそれと結婚の自由がある。この種 の自由は憲法第二十二条の規定に沿い、保障されるべし、である。当事者の前 婚姻関係は裁判所の確定判決(離婚判決)で消滅された故に再結婚することを 得るべし、である。後婚姻の当事者が<u>結婚自由</u>に基づいて締結した婚姻はその

⁴² 大清律輯註(上): 妻妾失序、律後註。

⁴³ 台湾民事調查報告 pp52。

⁴⁴ 中華民国民法(民国 74版)第九百八十八条、条文と修正理由。

⁴⁵ 中華民国民法、民国 74 年 (1985 年) 修正版。

確定判決が再び法定過程を通したこと(再審)で変更されたことにより、後婚姻は重婚となる。既に裁判所での前後の判決が相反のことによる成されたことである、一般の重婚の状況とは異なる。……第三者は前婚姻の一方と結婚する時(後婚姻が成立の時)、その瑕疵を知った又は知られることではない故に、善意且つ無過失である。それは確定判決に信頼して結婚したため、信頼保護原則に沿い、後婚姻の効力が維持されるべし、である。それで、憲法に保障される人民(特に婦女)の婚姻自由が不測の損害に蒙られることを免じさせられる。

.

(大法官解釈 釈字第362号) 下線は筆者。

前述したように中華民国の婚姻制度は一夫一妻制度を採用している。重婚は当然、禁止すべきであるが、事情によって制度に許される例外の存在が可能になった。それに362号の大法官解釈で例のA男、B女、C女の関係においてC女が善意且つ無過失であれば、信頼保護原則に沿ってC女の婚姻が保護されるべきであった。しかし、民国91年(2002年)の大法官解釈 釈字第552号は、協議離婚による重婚も特殊の範囲に入ると解釈したほかに、「重婚の当事者が両方とも善意且つ無過失の場合、後婚姻の効力が維持される。」とした。つまり、法が同じでも大法官解釈が変わったことで例のC女は善意かつ無過失でもC女の婚姻が保護されないこともある。また、同じ機関でも解釈者の考えによる違いもある。例えば、釈字第362号が考えたのは、婚姻自由は一夫一妻制度より優先だということである。だから、有効重婚という例外を許した。だが、釈字第552号の考えは、一夫一妻の婚姻は憲法制度的に保障されるべきことを肯定し、婚姻自由が制限される必要がある、とした46。人民は制度(法律)を遵守する義務があるが、制度も有権的解釈により、ある程度の違いが出てくる。立法の精神から言えば、「一夫一妻制」であるので、重婚の現象の存在は制度の緻密さが足らなかったために、防ぎ切れなかったこととも解釈できるのだろうか。

3.1制度上の婚姻関係

民国以後の制度が個人意思を尊重し、一つの合法的な婚姻関係に許させられた人数(一夫一妻制度は二人に限られ、一夫一妻多妾制度は二人以上が許された)のほかに過去の制度とどこが違っているのか、次のように整理してみた。

3.1.1 婚約

- 1、婚約は男女、当事者が自ら定めるべきである。
- 2、未成年者が婚約する場合、法定代理者の同意が必要。
- 3、婚約は強迫履行の請求をすることができない。

⁴⁶ 大法官解釈 釈字第552号 協同意見書を参考する。

前節にも述べたように婚約は当事者自らがしないと法律上、無効である。そして婚約の解除もかなり自由である。解除について民法第九百七十六条に定められている法定理由がなくても、例えば、婚約した後、また他人と婚約するか、または婚約者以外の人と結婚してしまった場合、婚約の強迫履行の要求ができないことにより、前婚約が自動的に解除され、無過失の方がそれによってなされた損害を過失の方に賠償請求ができる。この部分が清朝の制度とはかなり違っている所である。

個人意思による婚約と言っても民国の初期には過去から残してきた習慣や習俗で親に決定された婚約・婚姻もまだ存在している。筆者が 2.3.2 にも説明した「**童養媳**」は一種の親に決定された婚約とも言える。もちろん、「**童養媳**」自身が大人になってから、自分の意思表示でその婚約を無効にするのは可能であるが、養ってくれた家からの養育費用の損害賠償に対する弁償の能力がないことにより、嫌でも逆らうことができず、そのまま受けるしかない可能性もある。「**童養媳**」と言う現象は民国初期にはまた普遍的な現象であったが、1970 年代以後、段々無くなった⁴⁷。現象として存在している実例を一つ挙げるとすれば、民国 35 年(1946 年)に「**童養媳**」として入籍し、民国 40 年(1951)に筆者の親戚と結婚した人がいて、結婚当時、男女両方とも未成年であった。

3.1.2 婚姻の形成

1、儀式:儀式婚。

2、形態:嫁娶婚、婿取り。

制度上、婚姻の儀式は過去の**聘禮婚**から儀式婚になったが、儀式婚では民法第九百八十二条により、結婚は公開儀式と二人以上の証人が必要である。法ではこの二つの条件があれば婚姻関係が成立になるが、民間に行われている婚姻は聘礼婚の儀式である。全体の経済環境が良くなったことで**聘禮**に対する考えは過去と違っても民間ではまたこの**聘禮**の儀式を重視している⁴⁸。制度が変わっても民俗として残されたままである。

婚姻関係はそれが形成する時の手続きが法に合っていれば成立する。そうでないと無効になる。筆者は各裁判所の婚姻無効に関する判決書を調べたが、数十年の婚姻生活で子供が何人いても、結婚当時、公開儀式がないことにより、婚姻無効と言い渡された例が少なくない。その中には民国 56 年(1967 年)に結婚し、手続きがすべて民法第九百八十二条に合っていが、民国 96 年(2007 年)に夫が結婚当時、軍人の身分であって国防部に結婚申請をしなかったことが勘乱時期軍人婚姻条例に反していたという理由で婚姻無効を訴え、その 40 年の婚姻関係が無効にされた例もある⁴⁹。

⁴⁷ ヴィキペティアフリー百科事典 <u>http://zh.wikipedia.org/zh-hant/%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E5%AA%B3</u> 2010 年 1 月 19 日検察。

⁴⁸ 翁素杏(2002) 関廟地区的婚俗研究を参考する。

⁴⁹ 台湾嘉義地方法院 判決字号: 96, 婚, 209。

日本植民地時代、台湾人の間の婚姻は意思主義50であった。大正十一年(1922年)上民字第101号判決により、婚姻の効力は登録したかどうかによってではなく、習俗上、一定の儀式が行われたかどうかによってその効力が発生した。習俗は法律上必要な行為ではなくそれだけでは婚姻無効であるが、特定男女が相互的に結婚の意思があり、そして客観的な夫妻関係の事実が存在する場合、婚姻関係が成立と看做す51、という。上記の民国96年の判決は過去の例と全然違い、婚姻の事実が存在していても法は必ずしもその事実を承認しないことを示していた。婚姻関係は当事者の両方の意思により結んだ関係であるが、法的な婚姻関係を守りたければすべての制度に適合していなければならない。当時者の意思があっても、事実が存在していると言っても、それで婚姻関係を認めるに足らない場合があるといえる。

婚姻の形態については過去と同じように**嫁娶婚**、婿取りの二種類があった。これは過去の家系相続の考えが日本植民地時代を貫いて残されてきた制度といえる。民国 87 年に、婚姻は二人の共同生活において互いに助け合うための制度であり、**嫁娶**と婿取りの分別にする必要がなく、また婿取り制度は男女平等の表象を作り出す言い訳の一種ともいえる⁵²から廃止すべきである、と言う理由で民法が修正されたことで婚後の住所、夫婦の苗字の変更、産まれた子の苗字の決定などの制度が緩和された。これにより婿取りの制度は廃止されたとも言われるようになった。

中華民国民法の立法精神は男女平等と独立人格の考えで制定されたとはいえ、民国 19 年版の条文を読めば、実はまだたくさん中国の伝統的な思想が織り込まれていることが解る。しかし、男女平等を求めるため、条文を上記のように修正するのは驚くことではないが、筆者が婚姻制度を制定する時、何を基盤にしているのか、に注目すべきだと思う。

過去の婚姻の目的は両姓(二つの家族)のより良い関係を作るためであった。しかし、 民国の民法は婚約から個人の意思を尊重し、そして「婚姻は二人の共同生活において互い に助け合うための制度である」、という理由で法を修正した。筆者の考えでは、民間に存 在している婚俗はまだ婚姻関係を家族を中心に考えているが、法は婚姻関係を家族から解 放し、当事者二人のことにした。つまり、家族の影響力が制度外に追い出され、その影響 力に拘束されるかどうかは個人の意思によるようになった。現在の家族の規模が縮小にな ったことを形成する外部の理由がいろいろある中で、この部分もその現象を促成する理由 の一つになるのではないだろうか。

3.1.3 夫妻間の財産

2.4.2 (p19) にも紹介したように祖父母、父母が生存の間に家産を分割し、分籍異財するなどが基本的には禁止されることで、夫のほうにも『禮』(禮記曲禮:「父母存…不有私財」)により、私産は存在しなかった。家のすべてのものは家長に属し、コントロールさ

⁵⁰ 意思主義とは、法律行為の際に表示行為から合理的に推測される効果意思と内心の真実の効果意思とが 一致しない場合に、内心の効果意思に従うとする立法上または解釈上の立場または手法をいう。

⁵¹ 台湾民事調査報告 (1995) pp67。

⁵² 中華民国民法 第一千条 条文修正理由 (1998) を参考する。

れるという考えで、婦人が財産を持つ権利がない。もし持てば「七出」の盗窃にもなるから、夫妻の財産が基本的に存在しない。夫妻財産に関する制度が中国の禮制に根拠を見付けるようとするのは木に縁りて魚を求めるようなものである⁵³。

台湾の場合、私産を有することが可能になったのは日本の植民地時代からである。当時、 家族の中に家産と私産の二種類があった。家産については、大清律と類似で基本的には女 性が相続権を持っていない。私産のほうは配偶者が相続順序の第二位(第一位相続者は直 系卑属親である)なら相互の相続が可能であるが、植民地時代の台湾はまだ妾の制度が存 在していて、夫が妾の私産を相続できるが、妾は夫の私産を相続できない⁵⁴。

台湾では民国 34 年になってから、妾の問題が無くなり、家産の制度が廃止され、制度上の財産としては私産の概念しかなくなった、夫妻の間の相続の問題が日本植民地時代と一番違っているのは、配偶者が当然の相続者として相続順位の違う相続者とそれなりの法定相続分が相続できる55ようになった点である。しかし、夫妻間の相続の問題が発生する前に、婚姻関係にある夫妻の間には互いの財産に対して制度上の力関係は夫に有利のまま残された面がある。夫と妻がそれぞれの原財産を持つ権利があるが、夫が妻の原財産に対して管理、使用、収益の権利があり、それの利息は夫に属す。また、妻の原財産ではない分は夫の財産になる56。つまり、妻の財産が結婚の時のままだけか、減るか、であって増えることはない。この法条は民国 74 年(1985 年)まで実施された。婚姻関係の中に制度による成された力関係が変わったとすれば、妻のほうが私有財産を有するようになったことにより、経済の面は一方的に夫に依存する状況が改善されたということで、重要な原因の一つにもなるではないかと思う。

なぜ、筆者がこの財産の問題を提起するかと言うと私産の有する権利があることにより、 経済能力を育てる原動力の可能性が随分あるからである。

3.1.4 婚姻の終了

- 1、両願離婚。
- 2、裁判離婚。

中国の歴史的にずっと夫婦の離婚についてはずっと肯定的な態度がとられててきた。旧制度によると父子兄弟は生まれつきの関係(**天合**)でどんな状況でもこの関係を変えることがないが、夫妻は人為的に作り出された関係(**人合**)で一緒になることが可能であると

⁵³ 陳顧遠 (1936)『中国婚姻史』、pp194-199 を参考する。

⁵⁴ 台湾民事習慣調査報告 pp452-456。

⁵⁵ 中華民国民法 継承篇:第一千一百四十四条 (民国 19年に制定され、現行。)。

⁵⁶ 中華民国民法 親属篇:第一千零一十七条、第一千一十九条。(民国 19 年版)。

同時に、別れることもできる57。

両願離婚については、昔の社会には女性が「**從一而終**」の禮制に制限され、自ら離婚の要求をすることがそもそもしにくいことも関係し、歴史上の例があるといっても少ない。日本植民地時代に婚姻撤回の概念が確立され、清朝まで男性が専有だった片方意思の離婚権利が裁判離婚の範囲に入られ、裁判所の判決が必要となった。制度が変わったことで男女が離婚することについてある程度平等な立場になったように見える。しかし、両願離婚が形式上には協議であっても、実際は妻が夫に強制的に離婚させられることが多いのである⁵⁸。

婚姻撤回の法定理由は日本植民地時代の条例と民国の民法に定められた内容が類似している⁵⁹。しかし、両親(法定代理人)が子女をコントロールできる期限の長さが違ったことが解った。昭和十二年民字第 106 号、同年八月十八日台湾高等法院上告部判決によると、男性が三十歳未満、女性が二十五歳未満の場合、結婚したい時父母の同意をえるべきである。父母の同意を得ていない場合、それが撤回の原因となった。民国民法のほうは両親が子女に対する法的な制限権力は最長でも成年の二十歳までである。筆者が考えるに、これも制度上、家族と個人の強制連帯が緩和された一つの例だといえよう。

婚姻は個人の感情を基盤にして個人の意識で決められるという考えが普遍的になるまでには、家族にとっての利益であったわけだから、家族に不利益なことがあると、それが婚姻関係終了の理由になった。しかし、制度が婚姻関係を個人のことと看做し、個人にとって不利益なことも婚姻終了の理由になるようになった。ニュースによると二十二年の婚姻関係が、妻の脳梗塞の病気により、離婚に至ったケースがあった⁶⁰し、妻が夫の性機能障害を理由として離婚を訴えたケースも少なくない。婚姻に対する道徳的な思いもそれなりに変わってきた。

3.2 制度上の血縁関係

家族という血縁関係に対する意識がまだ強い時代には、単純に親子だけという直系血族ではなく、直系か傍系の血族と姻族で構成された膨大な親戚関係に父系の血族を中心とした宗族という関係で互いに助け合って生活をしてきた。宗族はただ精神的な道徳上の共存関係ではなく、ある程度互いに依存していた。

宗族内の治安を自分で維持するほかに、外敵に抵抗し、紛争を解決する、更に貧窮の救済、孤寡の助け合い、塾を設けて子弟を教育するなどの具体的な機能もあった。その目的を達するために組織があるし、宗祠の財産も持っていた。族人の

⁵⁷ 台湾民事習慣調査報告 pp93。

⁵⁸ 台湾私法第二巻下 pp372。

⁵⁹ 中華民国民法 第一千零五十二条と台湾民事習慣調査報告 pp82 を参考する。

⁶⁰ 公視新聞網 http://web.pts.org.tw/php/news/view_pda.php?TB=NEWS_C_2007&NEENO=6591 2010年1月27日検索。

生命と財産が宗族に守られ、他の宗族に苛められるときも宗族から相手を討つか、 族人を救済するか、をした。……だから、族人は政令に反しても宗族の規約又 は命令を違背することができないのであった。

台湾民事習慣調查報告 p50 (蔡訳)

人々は財産と命を守るために、生きやすい方法として宗族と言うような組織で互いに助け合った。数千年の中国の歴史上、王朝の統治は社会の低層部、農村、部落まで浸透できなかった。農村と部落では従来、宗族家族による地方紳士の勢力で農村と部落の社会的、家族的な秩序を維持してきた。これを長老統治とも言う 61 。宗族と言う組織は家族だけではなくて、ある程度の政治的な意味で存在してきた。伝統社会では人間の社会的再生産はコミュニティーの対面的な人間関係の訓練だったものが、民族-国家時代になると教育と知識との普及に変わって行った。つまり、伝統から現代への社会変容はコミュニティーと国家の分離状態からコミュニティーが国家と人民の文化に全面的に浸透されるように変わったのであった 62 。

また、ギデンズによる、伝統国家の統治集団は臣民の日常生活を左右する固定の手段が 足らない。それに対して、現代国家が主な特徴の一つとしては、個人の日常活動の最も私 密な部分を左右することができるまで、国家の行政人員のコントロール能力が巨大に拡張 されたのである63。こういうような国家の形態が変わったことにより、実際の現象として 宗族の影響力が弱くされ、血縁関係の規模も縮小された。政治的な意味を別にして、制度 上で許される血縁関係によって作られた組織は親族会議である。日本の植民地時代でも民 国初期でもこのような親族会議の機能は家庭内の無能力者の保護、家庭内の重要事項の審 議、法的行為を行う時、親族会員は共同原告又は被告となる、などのことに限られている 64。現時点の中華民国の民法にも親族会議という組織が存在していて、その主な役割は未 成年の監護権問題や相続の問題などについての仲裁であると言われている。しかし、公正 公平の原則による修正は裁判所が親族会議の機能を段々と代行していくようになった。法 治の概念が強くなると共に人間の血縁、婚姻と言うような私的な関係の中にも制度が浸透 していった。トラブルがあった時、法的な手段で公平な裁判を求めることができるように なった。人々は、血縁関係という家庭、親族、宗族によるコントロールされることから解 放され、明確な制度に保護されるようになった。ある程度の公平性がとられてきたと言え る。

⁶¹ 陸緋雲(2002)宗族作為政治共同體在現代社會存在的空間 http://intermargins.net/intermargins/TCulturalWorkshop/academia/modern%20chinese%20society/mc14.htm 2010 年 1 月 30 日検索。

⁶² Gellner Ernest (1983)『民族とナショナリズム』、加藤節等訳、岩波書店

⁶³ 安東尼 紀登斯(Anthony Giddens)(2005)『民族国家與暴力』、胡宗澤、趙力濤訳、左岸文化。

⁶⁴ 台湾民事調查報告 pp239-242。

3.2.1 親子関係の形成

- 1、嫡出子。
- 2、認領。
- 3、収養。

嫡出子はもちろん婚姻関係により生まれた、実際に血縁関係のある子である。認領は実 際に血縁関係があるが、非婚姻関係で生まれた子で父の認知により成立する関係である。 認領の手続きを一度したら撤回することができないが、実際の血縁関係がないことを証明 できるなら、民国96年(2007年)から、民法の修正により撤回可能であった。嫡出子も 同様である65。これは本当の血縁関係(血統)を守るためと考えられるが、収養(養子) の場合、過去と較べると、例えば清朝の時、血統の正しさを守るため、制度は異姓養子が 宗族の血統を乱すことを許せなかった。日本植民地時代になると、台湾の習慣に沿って、 宗族により、異姓養子が宗族の身分を取れるかどうか、宗族自身で決定することになった。 このことから、清朝に禁止されたことと言っても台湾では反制度の習慣が形成されていた と推論できる。だから、日本植民地時代には血統の正しさを守ることについての決定権を 宗族に任した。しかし、民国になると民国96年(2007年)までに養子は養父母の苗字に しないといけないように制限した66。実際の血縁関係がないから、養子縁組の関係は中止 可能である。関係中止の正当な理由としては不孝、家の名を汚す、などがある。総合的に 考えると制度は、実際の血縁関係があれば、(筆者が 3.1.4 にも言ったように親子関係は 生まれつきの関係(天合)であり、変わることがない固有観念であるが)養子縁組に対し て血統を守ることより、養子縁組の関係を作る目的を重視するようになったとも言えるだ ろう。

ここで親子関係の形成に認領の部分と一夫一妻の婚姻制度の関連性についてちょっと 議論しておきたい。本章の始めで述べたが、民国の婚姻制度が過去と一番違っているのは 婚姻当事者の人数に関する制限のことである。一夫一妻の制度では妾は完全に制度外にな っている。しかし、非婚姻関係で生まれた子が実父の認知(父の配偶者の同意の必要がな い)により、その子が実父の嫡出子(婚姻による生まれた子)と法的に看做される。法の 立場では、

一夫一妻制度は配偶者間の人格、倫理関係を維持し、男女平等の原則を実現し、 社会秩序を維持する故に憲法に保障されるべきである。……婚姻は当事者個人 の身分関係に関わるだけではなく、且つ、婚姻の人倫秩序の維持、家庭制度の健 全、子女が正常に成長などの公共利益と関係がある。……婚姻関係にて生まれ た子女の身分、財産がどうすれば保障できるのか、は立法政策の考量に属す問題

⁶⁵ 中華民国民法第一千零七十条と民事訴訟法第五百八十九条を参考する。

⁶⁶ 中華民国民法第一千零七十八条。

であり、立法機関が信頼保護原則、身分関係の本質、夫妻共同生活の円満と子女 利益の維持などの要素を勘案しながら………。

大法官解釈 釈字第 552 号解釈理由書 (蔡訳)

とされる。非婚姻関係で生まれた子が実父に認知されていないと民国の早期にはその子の身分証明書の父の欄には「**父不詳**」と書かれた。現在でも黒棒線か、空欄になっている。このような子に対して「**私生子**」、「**雑種**」、「**野種**」などの軽蔑とか、就職困難などの民間的な差別が存在していたから、実父の認知が非婚姻関係で生まれた子の人生に対する影響が大きかった。だが、認知の制度は配偶者の同意が必要でないし、実務上、配偶者が完全に知らないままに婚姻外の関係でできた子を認知することが可能であった。認知により、子女の身分、財産などの権利が守られたとはいえ、夫と妻の間の信頼関係、制度に認めた婚姻関係の円満はどうすれば保障できるだろうか。メディアにもよく「**大企業家の何番目の妾は、、、、。」などとおかしげな内容で報道しているのを見る。極端に言うと、制度は一夫一妻多妾制度から一夫一妻制度に変わったと言っても、法外関係として妾の存在は一度も終えたことがない。そして、制度が守られるのは制度の保護を求める人しかいない。一夫一妻といえども、もう一度サインすれば、関係が変わるものである。

3.2.2 継承

日本植民地時代には 3.1.3 にも言ったように財産については家産と私産の二種類があった。民間の家産の継承については清朝と類似なのでここで繰り返して説明しない。しかし、補充説明しておきたいのは実務上、家産制度が存在していたが、日本植民地時代の制度はある程度家産を私産化したとも言える。大正七年控字第二一二号により、「家産は通常に父祖兄長の名義で管理されているが、名義者は家産の専有権が有するとはいえない(蔡訳)」としている。つまり、制度から考えれば、清朝までの家のすべては家長のものであるという概念が変わったのである。基本的には女性に相続権がないし、未婚女性のほうは「嫁粧⁶⁷」として尊親族に決められた分ぐらいをもらえることは変わっていない。制度的には嫡出子、庶子、養子を区別せずに財産を等分にすべきだが、民間の習慣は嫡出子と同宗養子は六分で庶子と異姓養子は四分であった。制度は子の間の階級性について緩和したが、民間には差別の現象がまだ存在していた。それに嫡出長孫がいる場合、子と等分に相続できる習慣もあった⁶⁸。

日本植民地時代の私産の相続については現代法の考え方と類似であった。嫡、庶、養、男、女の区別なし、遺留分に反しない限り、被相続人の意思に従う。光復後の民国時代になると、民法は強制規定であるから、台湾の固有習慣は裁判に参考される要素にはならない。民国以後の制度は子女の相続権利について基本的には男女平等の原則を守っていたが、民間には財産を処分する時、固有の考えのままにしたこともあった。だから、過去の習慣

⁶⁷ 女性が嫁入りの時、嫁入り道具、貴重金属などに使う金のこと。

⁶⁸ 台湾民事習慣調査報告 第二編継承を参考する。

で民国以後も娘が結婚すると同時に相続権放棄書を書かかせたこともたくさんあった。娘からそれを訴えて勝訴したケースが多くなることにより、尊親族が生きているうちに財産を分割してしまい、財産が娘に相続されないようにすることもあった。もちろん、娘に相続されないためだけではなく、尊親族(被相続人)が生きているうちに財産を分割してしまうと制度に保護される平等(相続人の遺留分)の規範から逃げられる。それに高い相続税を避けるためも尊親族(被相続人)が生きているうちに財産を分割する重要な理由の一つであった。制度により、尊親族(被相続人)が生きているうちに財産を分割するほうはよりよいメリットがあるから、大家族の同居共財を維持することが困難になる原因の一つになると考えられる。そして、「耕者有其田」の政策が実施されたから、大土地持ちによる大家族が解体された。。また、工商業の発達で農家の子弟が外に出て私産を蓄えるようになって、親族との共同生活から段々分離していった。財産に関する制度が変わって私産が持てることにより、個々人が自分で生きていけるようになったし、日本植民地時代までの70「別居異財」とともに家産の相続権もなくなる制限も緩和された。つまり、自然血縁関係または法定血縁関係が存在していればそれなりの権利が制度に守られている。制度が家族の成員間の絆の強さに影響を与えたとも言える。

3.2.3 孝行

清朝までの孝行についての制度は 2.4.3 に服喪、資産と戸籍、従順と奉養について紹介した。日本植民地時代から清朝のように厳しく規範することはなくなったが、民間ではまだ、昔の習慣を人倫道徳と孝行の表現として守っていた。親族と長期に同居共財の状態を維持するのは台湾人の理想であり、父が亡くなった二、三年内、分籍、財産を分割することはしなかった。また、父が亡くなって子は財産を継承するといっても長期に分割しないのが孝行であるから、必要な事情がないと分割しない。しかし、父の遺言によって分割する例も少なくなかった⁷¹。というのは、当時、直系尊親族が教令と財産を管理する権力はまだ強いし、卑親族がそれに従うのを孝行と認識することはまだ普遍であるからだ。大正七年控字第 110 号の判決に「親族と長期に同居共財の状態を維持するのは台湾人の理想である」と書いてある。当時、親を奉養することは兄弟または兄弟の妻たちが順番にすると言っても同居であるから、子女が自分自身から親を奉養することが一般的であったことがこの判決から推論できる。

日本植民地時代に統治者は、台湾民間の生活習慣を参考にしながら判決を出したが、民国時代になってから、前述したように台湾の習慣は裁判上の重要性を失っていった。制度上、服喪、同居共財、従順に関する規範がなくなった。民国 74 年 (1985 年)、民法の修正で「子女は父母に孝、敬、すべきである。」と追加された72。なぜ、追加したか、修正理由

⁶⁹ 台湾民事習慣調査報告 pp497-500。

⁷⁰ 昭和五年上民字六九号判例を参考する。

⁷¹ 大正七年控字第 110 号、明治四十二年控字第 517 号、明治四十一年控字第 544 号の判決を参考する。

⁷² 中華民国民法 第一千零八十四条 (1985 年版)。

書によると、

我が国の伝統的観念においては孝道が重視されてきた、……この世の変化がますます加速され、人間関係が疎遠になっていく時代にどうすれば人間の関係を強めるか、社会の親和性と凝集力を増加できるか、は当面の急務である。孝道の提唱はこの目的を達する最良の方法である。………

民法第一千零八十四条 1985 年修正理由 (蔡訳)

これはそもそもあったのに失ってしまったものを制度の補強で取り戻そうとする政策と解釈してもよいだろう。制度にはもちろん親不孝を防ぐ規範がある。それは主に扶養の義務として定められている。しかし、扶養義務も扶養者の能力により勘案されることになっているから、どうすれば孝行か、どうすれば不孝か、挙証と判決に頼りしかない問題になるだろう。

孝、敬というとき、その基準は何だろうか。筆者が調べた清朝から民国の制度に実は明確な説明がない。では、過去でも現在でも孝行は客観性がない、道徳的な存在であるというならば、なぜ変化が起きたのか。筆者の考えでは理由は以下の三つである。

- 1、過去の律例を定める基準は禮制や儒教による経典などであった。律例に書かれていないものが禮制か、その他の経典に従っていたことは律例の輯註を見れば分かる。近代の法は公平公正と平等を原則にしてそれを達成するのに必要な権利と義務を規範した。大事にする対象は家族なのか個人なのかという違いもある。
- 2、経典に書かれたことに基づいて子弟を教育した時代もあった。礼、義、廉、恥、忠、孝、仁、愛ばかり教えてていたときの教育と比べると、現在の教育方針がはっきり変わったのである。現在の教育ではもちろん経典に関する教育もまだあるが、重視されている外国語、数学、科学などの内容と合わせてみると、経典に関する教育の比率が低くなったのは確かである。教育により、人間の行動はもっと科学的、理性的になったといえる。人が孝行か、倫理のことを理解することが変わっていないといっても、実行の方法などは変容したと思う。2. 4.3 孝経紀孝行章第十 (p20) に言ったような孝行は精神的、感性的なものであれば、現在の孝行は計りやすい、証明できる、例えば金銭などの物質的、理性的なものに代わってきたとも言えるのだろう。
- 3、帝王制度で社会の全体は階級化されていた。そして、その階級を固めるために階級に関する倫理関係を厳しく規範していた。その階級の倫理関係は父子(親子)と同じような永遠に変わることがない血縁関係という概念が奥深く人々の心に根を張っていたとも言える。民主、自由、平等の国家になると、階級が段々解体され、人間関係は義務と権利の間で引きつ引かれつしている。過去の階級関係を固く、普遍である父子の血縁関係に象徴される。現代の人間関係は人為的に作り出された(人合)という婚姻関係に象徴されると言ってもよいだろう。絶対的な権利は、権利を求めるため、それと相応しい義務を果さないといけない、という相対的な権利になった。権利による義務か、義務による権利か、

はっきり言えないが、義務を果さないと血縁関係が存在していてもただの事実として存在 するほかにならない。

3.3まとめ

日本植民地時代にはまだ一夫一妻多妾制が存在していた。台湾光復後の民国時代になってから、民法により、一夫一妻制度になったが、法律の不備というべきか、一夫二妻の現象は事実として存在していた。しかし、清朝と違って民国の制度は、基本的には一夫一妻制度を守る。そして、婚姻についての決定権を婚姻当事者の個人意思に与える。また、日本植民地時代から私産の概念が形成され、妻のほうは私産も持てるようになり、夫の財産を相続する権利も持てるようになった。

親子関係について、台湾光復の民国時代以後、「**立嫡子**」の制度が無くなった。子供の間には嫡出、庶出、養子などの階級的な区分もないし、親子関係が存在している間は、男女も問わず、制度により平等に保護されている。服喪や分籍異財などの規範も緩和された。特に分籍異財の緩和は大家族が縮小していく原因の一つだと思う。孝行の面から考えると扶養義務も扶養者の能力により勘案されることになっている。更に分籍が許されることになって孝行はメンタル的なものが弱くなっていると考えられる。

第四章 分析

筆者は第二章、第三章で制度について詳しく考えてきた。もし制度が人々にとって一番影響力が強いものであれば、その制度が変わることにより、制度に規範されている血縁と婚姻関係に対する人々の考え方は当然大きな影響を受けるはずである。現在、人々の考え方はどのように変わってきているか、また、その変化の理由は何なのか、以下、「華人家庭動態資料庫」の調査結果の分析を通して議論していきたい。

4.1 仮説の背景

親子関係の発生をあるプロセスの結果とすれば、この結果にいたるまでのプロセスは親子関係が発生する可能性の大きさに影響を与えている。このプロセスを左右しているのは、自分自身が認識している結婚できる相手と出会えるかどうか、出会えたとしても結婚と言う制度的関係を結ぶかどうか、そして、子供を産むという選択肢を選ぶかどうか、という人々の意識である。

華人社会の家族関係についての意識は長期にわたって儒教思想の影響を受けてきた。家 族関係に関する道徳的規範は如何なされているのか、易経から言えば、陰陽関係である。 陽は動、剛健的なものであり、陰は静、柔順的なものである。天、日、父、男、仁、上、 前、明、往、昼、尊、貴、福等は陽であり、地、月、母、女、義、下、後、暗、来、夜、 卑、賤、禍等は陰である。しかし、陰陽は固定するところの二物ではない。男は女に対し ては陽であるが、子として親に対すれば、その男の子は陰である。女は陰であるが、親と して子に対すれば陽である73。この中には男女と親子との階層関係を見いだす事は難しく ない。そして、子供が産めないと「出妻」74ができた。つまり、家族を構成する婚姻関係 において女性の主な機能は男子を出産し「家」を後代に残すことであった。また、性別平 等を完全に無視した「蓄妾制度」⁷⁵は民国以後、廃止されたといっても現在の社会で一部 非公式に存在していることは否定できない事実である。華人が過去から受け継いできたこ のような道徳の教育や法制などは、男女の格差を大きくすることにより、家族関係や婚姻 関係における力の分配は男性が女性より強いのであった。一方、女性は家族の継続できる 子を産む重要な責任を背負っているから、男女の関係はある意味で共依存の形にさせてき たともいえる。しかし、時代の変化につれて、教育は女性を柔順から剛健に、女性の労働 力が求められるようになったことで女性を後から前に、男女平等を訴える事で女性を静か ら動にした。つまり、制度的に設定された男女の格差が縮まり、男性に依存しなければな らなかった女性は独立する力を持てるようになった。男女の不平等が社会的に完全に取り 除かれたとはいえないが、男女の格差がある程度埋められてきた事で、古典的な相対立す る男女関係は社会のこのような変化に挑戦されているように見える。時代の潮流と固有規 範のこのような衝突の中で男女の家族関係、つまり親密関係の築きに対する考えも変わっ ているはずだ。

^{73 『}易経』(1969)、高田真治、後藤基巳訳を参考にした。

⁷⁴ 出妻:妻と縁を切ること。

⁷⁵ 蓄妾制度:一夫一妻、多妾という婚姻制度。

固有観念では家庭内男女関係から考えれば、**男主外**(外向きの責任担当)**女主内**(家庭内の責任担当)という役割の分担があり、家庭の主な経済責任は男性に属した。それに対して女性は家事や家族のケアー、メンタルサポートなどの責任を分担してきた。また、嫁に出した娘はばら撒いた水のよう(嫁出去的女兒, 潑出去的水)、という女性に対する伝統的な教育もあった。女性が一旦結婚した後、嫁、妻と母親という夫の家に対する責任を果すべきであることで、実家との関係はある程度薄くなると考えられる。そして、婚姻関係に男女が互いに背負っている忠誠の問題も、長期に存在してきた「**蓄妾制度**」と女性に対する従順と貞節の要求により、社会の道徳的な規範は女性が男性より厳しく要求されていると言える。このような背景で家庭内の関係を整理すると、

経済責任:男>女、家庭内責任:男<女、メンタルサポートの提供:男<女 権力分配:男>女、道徳の束縛:男<女、実家との関係の深さ:男>女、になる。

社会の形態は農業社会から工業社会に変化してきた。主に家庭内責任を背負ってきた女性の労働力が社会に要請される。それにより、女性の経済力が良くなったとともに、家庭内の労働力不足の分は、男性に求めることや社会福祉として要求するなどの方法で女性に属した家庭内責任が軽くなる。そして、人口増加率を低減すると言う政府の政策や、法が実家に対する女性の権利を守るようになったなどのことに影響を受けたことにより、男の子が女の子より大事である固有観念の影響力が弱くなり、男女が実家との関係は規範されたあの「あるべき姿」から緩和されてきた。社会環境が少しずつ変わっている中で、男女が家族関係と婚姻関係に対する考えの変化を下記のように推測する。

第一の仮説:婚姻と血縁に対する権利の格差が縮んでくることにより、女性にとって法 的な親密関係を築くことから得られるメリットが減ってきている。また女性たちは完全に 解けていない固有規範の中で女性としての役割が以前と同じように背負わざるを得ない。 こうした状況の中で

- 1、女性が財産を持ち、蓄えるようになったことで婚姻関係を築き、その絆を太くする意識が薄くなるとともに血縁関係の絆を太くする意識が強くなっていくのではないか。 そして社会が工業化により、都会の就職チャンスが多い。また、政府の政策などの情報を入手しやすい。つまり、政府の政策や社会の言説に影響されやすいことで、都会女性の方が地方女性より、その傾向が強いのではないか。
- 2、労働市場に女性が参加することは男性にとって競争相手が膨大になることを意味し、 女性が表に出るにつれて男性が婚姻関係から得られるメリットが減ることにより、男性は婚姻に対する意識が薄くなる傾向があるのではないか。しかし、女性のほうは経済力が良くなるし、家庭からの束縛力が弱くなっている。女性が求めている条件に合う男性と出会えることができなかったら、結婚しない方がましだ(陳珮庭(2004))という女性の考えがあることで女性が婚姻に対する意識は男性より一層薄くなって

いるのではないか。男性にとって有利な家父長制の背景がまた強いので、男性の血縁 関係に対する意識が変わりにくいのではないか。

第二の仮説:自由恋愛において相手を選択するとき、感情的な満足以外の条件を完全無視しているとはいえないが、固有観念の「門當戸對」⁷⁶と比較するとその重要さがかなり低くなる。結婚する前のプロセスの選択自由度が広くなり、道徳から縁切りした人たちに対する呵責も弱くなっていく環境で婚姻関係を形成したい意識がなくなったわけではないとしても関係を継続しようという意識は低くなっているのではないか。

研究方法

4.2 使用データについて

本研究が使用するデータは、「華人家庭動態資料庫」の1999年インタビュー資料RI1999、2000年インタビュー資料RI2000、2003年インタビュー資料RI2003、2004年インタビュー資料RCI2004年インタビュー資料RCI2005年インタビュー資料RCI2005時画担当者は簡錦漢)である。当資料は「中央研究院調査研究専題中心」により、公開されている。筆者は前述した機関と関係者の協力に対して感謝の意を表すとともに本論文の内容についての責任は筆者に属すことを明記しておきたい。77

4.2.1 サンプルの特性

地域:1:南投、屏東、台東、花蓮を地方と称する。2:台北市を都会と称する。

RI1999:1953~1963年生まれ、男性:132名、女性:134名、

住む場所:地方(1):50%、都会(2):50%

RI2000:1934~1944年生まれ、男性:137名、女性:127名、

住む場所:地方(1):54.9%、都会(2):45.1%

RI2003、RCI2004, 2005:1971~1979年生まれ、男性:92名、女性:97名、

住む場所:地方(1):40.7%、都会(2):59.3%

教育レベル:

_

	1934-1944 (A)		1953-19	63 (B)	1971-1980 (C)		
	人数	%	人数	%	人数	%	
正式教育無し	49	18. 56	7	2. 63	1	0. 53	
小学	133	50.38	61	22. 93	0	0.00	
初(国)中78	27	10. 23	38	14. 29	13	6. 88	

⁷⁶ 門當戸對:結婚する両方が自分自身の条件だけではなく、互いの家柄も相応しい事である。

 $^{^{77}}$ 中央研究院調査研究中心学術調査研究資料庫(http://srda.sinica.edu.tw/) 2009 年 1 月 15 日ダウンロード

⁷⁸ 台湾で九年国民義務教育を実施する前に、中学校を初中と称した。九年国民教育を実施してから国中

高校 (職) ⁷⁹	26	9.85	82	30. 83	64	33.86
五、二、三專80	9	3. 41	35	13. 16	35	18. 52
大学以上	20	7. 58	43	16. 17	76	40. 21
合計	264	100.00	266	100. 00	189	100.00

4.2.2 分析する項目

本論文の主な目的は世帯(年齢)によって男女が血縁関係と婚姻関係に対してどのような意識変化の傾向を探ることである。「華人家庭動態資料庫」の伍、家庭価値(表三)と態度というカテゴリーから血縁関係と婚姻関係に関する項目を10項目抜き出して下記のように分類する。

表三

您認為下列觀念對您自己的重要性如何?請您認真考慮以下每一觀念對您自己的重要性,並從「1」到「5」分中給一個分數,以代表您真正的感受或評估。(請出示卡片)其中「1」分表示「不重要」,「5」分表示「絕對重要」,在中間有「2」「3」「4」分,分數越大表示越重要。

应八10	小脸里安。	
1	孝道觀念:	
1a.	對父母的養育之恩心存感激	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
1b.	無論父母對你如何不好,仍然善待他們	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
1c.	放棄個人的志向, 達成父母的心願	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
1d.	<i>見子結婚後和父母住在一起</i>	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
1e.	奉養父母使他們生活更為舒適	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
1f.	為了顧及父母的面子,為他們說些好話	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
1g.	為了傳宗接代,至少生一個兒子	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
1h.	做些讓家族感到光彩的事	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
1i.	女兒結婚後常回娘家探望父母	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
	家庭觀念:	
2a.	結婚成家	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
2b.	儘量維持住一個婚姻	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
2c.	教導子女(兒童教養主要是家庭的責任)	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
2d.	家人感情好	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
2e.	為了子女,無論如何不應該離婚	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
2f.	家庭能幫助個人成長	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
2g.	賺足夠的錢養家	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
2h	有困難時有家人能出面幫忙	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要
2i	丈夫的責任是賺錢養家,太太是照料家庭	1=不重要, 2, 3, 4, 5=絕對重要

血縁関係:朱瑞玲、章英華(2001)によれば、家族生命周期の変化から言えば、家族関係は主な段階が二つある。第一段階は親と未成年子女との関係で重視されているのは子女に対する教育の問題である。第二段階は親と成年または結婚した子女との関係、つまり孝行

に改名した。

⁷⁹ 高校は普通教育を受ける高等学校である。高職は専門教育を受ける高等学校である。

⁸⁰ 五専は中学校の卒業者が受けられる五年制の専門教育学校である。二専、三専は高校の卒業者が受けられる二年制と三年制の専門教育学校である。二、三、五専の卒業者の学位は副学士となる。

の問題である⁸¹。血縁関係により影響を受ける項目/また血縁関係に影響をする項目、そして血縁関係に対するコミットの深さについての項目の変化を比較する。これらの項目は以下の通りである。

1、息子は結婚後も親と一緒に住むべきだ(男性が実家との関係)。2、娘は結婚後もよく 実家へ戻るべきだ(女性が実家との関係)。3、子供を教育する(親の立場から考える子女)。 4、家族と仲良くするべきだ(家庭に対する総合的な考え)。5、家庭は個人の成長を助け る(子女の立場から考える家庭)。

婚姻関係:「蓄妾制度」そして「七出」⁸²の中での息子が産めない妻と縁を切ることができる、ということは、確かに女性を抑圧している制度であったが、婚姻の目的は第一に家族の拡大、子孫の繁衍であり、第二には経済関係の内的な協力であると陳顧遠(1936)は言う⁸³。こうした観念から婚姻の形成、維持、男女の役割、子作りなどに関する項目を取り上げて変化の傾向で現在の婚姻関係にどのぐらい残存しているか、その変化の傾向を探る。関係する項目は以下の通りである。

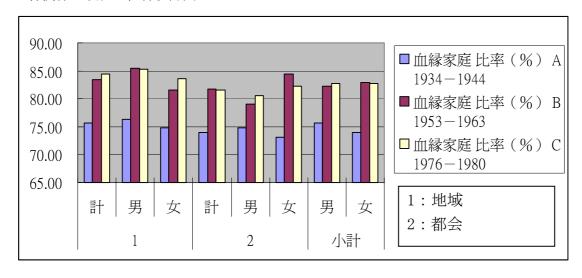
1、家が継続できるため、せめて息子を一人産むべきだ。2、結婚するべきだ。3、できるだけ婚姻を維持するべきだ。4、子供のため離婚しないべきだ。5、夫:稼ぐ、妻:家庭の面倒を見る。

各項目は5点評価尺度で1は0点で5は4点で得点数を計算し、得点比率は得点数/満点(5*有効サンプル数)である。

4.3 結果

4.3.1 血縁関係について

血縁関係五項目の総合統計図1



⁸¹ 朱瑞玲、章英華(2001)「華人社会的家庭倫理與家人互動:文化及社会的變遷効果」。

⁸² 妻と縁を切る七つの理由。1 不順父母2 無子3 淫4 妬5 有悪疾6 口多言7 窃盗。

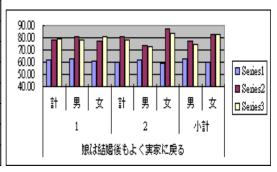
⁸³ 陳顧遠 (1936)、『中国婚姻史』、pp7。

総合統計図1を確認すると若い世代のほうが血縁関係を大事にするべきだという意識が強くなっている傾向がある。しかし、地方(1)男女と都会(2)男女と比べると世代に問わず、地方男性の意識が地方女性より高いのに対して都会のほうはB世代から女性の意識が男性より高くなっている。都会女性のC世代はB世代より意識が弱くなっているが、全体から見れば、血縁関係を大事にするべきだという意識が強くなっていることがわかった。

項目別集計 2-1 のように、項目別の結果があるが、筆者は変化が著しい(娘が結婚後もよく実家に戻るべきだ)と(息子は結婚後親と一緒に住むべきだ)の二項目について下記のように分析する。

項目別集計 2-1

			A	В	С
			1934 — 1944	1953 — 1963	1971-1980
	地域	男女	比率	比率	比率
	別	別	(%)	(%)	(%)
	1	計	61. 98	78. 63	79.45
娘は結	1 ***+	男	63. 16	80. 47	78.21
婚後も	地方	女	60.66	76.87	80.88
よく実	0	計	60.38	80. 83	78.50
家に戻	2 都会	男	61.86	73.86	72.28
るべき	他五	女	58. 90	87. 69	83.80
だ	.i. ∌l.	男	62. 59	77. 12	75.00
	小計	女	59.84	82. 28	82.67



(娘が結婚後もよく実家に戻るべきだ)については、男女、地域を問わず、重要だと思う回答が増えている。第二章で筆者が説明した過去の制度では女性が結婚すると、実家との関係がかなり薄くなっていた。過去の「夫に従い、息子に従う」という規範、付随するさまざまな習慣的な規範により、時間があれば、舅と姑に奉仕し、実家が恋しくても勝手に実家に戻ることができないのであった。「嫁に出した娘はばら撒いた水である」というような宗族の家庭概念が変わったことと道徳的な規範力が弱くなってきたことで結婚後もよく実家に戻るという行動の変化は、女性が以前よりも血縁関係を(孝行の観念)重視していることの表れかもしれない。行政院主計処民国87年(1998年)の統計によると、親が生存している女性に結婚後親と一緒に住む比率は2.1%しかないこと84と筆者が使用したサンプルのAとB(Cの未婚率が高すぎるから、排除した。)について女性が年間親と会う回数と男性が配偶者の親と年間の会う回数を追加集計して月1~3回以上の結果は、Aの地方(1)は女性:80%、男性:70%で都会(2)の女性:41.66%、男性:71.4%でB組は全部100%であった、A組の都会(2)女性が親と会う回数の比率が低いが、親と連絡す

Page 40 of 67

_

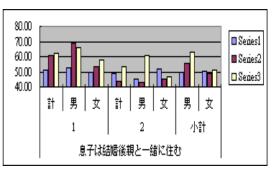
⁸⁴ 行政院主計処 http://www.dgbas.gov.tw/lp.asp?ctNode=4957&CtUnit=397&BaseDSD=7 (2010年2月5日検索)。

る回数を再確認すると月 1~3 以上のは 100%であったことから見ると(娘が結婚後もよく 実家に戻るべきだ)意識が高くなったのは、結婚後実家の親族と一緒に暮せなくて実家と の絆を強くしたいということの表れであろう。そして、(娘は結婚後もよく実家に戻るべ きだ)の A と C を比べると全体の意識がアップした。その中で都会(2)女性が 24.9%ポイントアップしたのは変化が一番大きい。

しかし、なぜ、女性が実家との絆を強くしたいと思うのか。行政院主計処民国 95 年の調査⁸⁵によると、68.98%の女性は親と一緒に住んでいない、その中で 29 歳以前に家を離れる比率は 80.41%もある。また、81.75%は結婚の理由で家を出た。つまり、結婚するまでにずっと親と一緒に暮らしていた女性がかなり多いのである。黄俐婷⁸⁶によると、家庭内のサポートシステムから見ると、青少年以前の子女にとって特に母親のメンタルサポートが必要であり、子女が成年になって老年期に入った親が子女から得るメンタルサポートは世代間の連動の特徴である。その中でも年配母親と娘の間のメンタルサポートレベルが比較的に高い。それは、女性が結婚後も頻繁に実家と深い関係を保ちたいのは血縁関係を(孝行の観念を)重視してることのほかに、自身のメンタルな満足を求めていると解釈できるだろう。

項目別集計 2-2

			A	В	С
			1934-1944	1953-1963	1971 — 1980
	地域	男女	比率	比率	比率
	別	別	(%)	(%)	(%)
	4	計	51.03	60. 98	62. 33
息子は	1 +4++-	男	52.60	69. 23	66. 03
結婚後	地方	女	49. 26	52. 99	58. 09
親と一	2	計	48.73	43. 98	53. 00
緒に住	_	男	45.42	42.80	60.87
むべき	都会	女	52. 16	45. 15	46. 30
だ	1. ≢L	男	49. 45	55. 92	63. 24
	小計	女	50.60	49. 07	50. 85



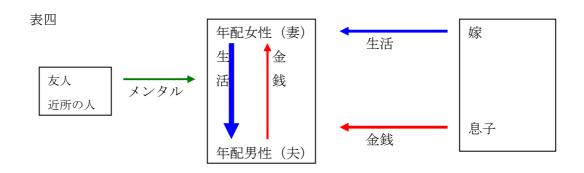
(息子は結婚後、親と一緒に住むべきだ)についてAとCを比べると、都会(2)女性の意識が低くなっている一方で、地方(1)男性、女性と都会(2)男性の意識がアップしている。都会(2)男性が15.45%ポイントアップしたのは変化が一番大きいものである。女性のほうは横ばい状態の中で地方(1)女性の意識が高まる一方、都会(2)女性の意識がB組から低下している。男性のほうを全体から見れば、意識が

85 行政院主計処 http://www.dgbas.gov.tw/public/Attachment/79139135671.doc (2010年2月6日検索)。

⁸⁶ 黃俐婷『家庭支持的結構與功能分析』<u>http://sowf.moi.gov.tw/19/quarterly/data/105/31.htm</u>(2010年2月6日検索)。

高くなっていることが分かった。しかし、行政院の調査によると、現実には親と一緒に住む比率が増える傾向があるが(民国 87 年:35.27%、民国 97 年:45.32%⁸⁷)、その中で未婚者の 91.13%が親と一緒に住んでいるのに対して、男性の有配偶者が親と一緒に住む比率は 36.85%しかない。男性が結婚後、親と一緒に住みたい意識があるといっても、現実には一緒に住んでいないのである。過去の制度(大清律)で基本的に父母が生存している間、子女は父母と一緒に住むべきであった。自らの行動で父母に敬意をもって奉養すべきであった。現在の子女が父母と一緒に住んでいないとどうすれば孝行をなしとけるか。このような孝行の面から血縁関係を考えると、父母と一緒に住むと、一緒に住まないとの孝行はどういうように変容しているのか。朱瑞玲、章英華が 1991 年第二期第二次台湾地区社会変遷基本調査資料を分析した結果によると、年齢や住む地域を問わず、台湾の民衆は親に対する経済上の奉養の意志が同居することより高いのである。孝行に対する考え方は過去の自らの奉仕という心を込める行動から、金銭的な支援になっていると考えられる。

また、年配者の社会的ニーズをサポートする提供者の面から考えると、筆者は林松齢(2000)による、台湾地区在住の1460名、60歳以上の年配者に対する調査の結果を表四のように整理した。



林松齢 (2000) の調査結果によると、家庭内のサポート分配は、夫の生活機能(看護、家事など)のサポート提供者は妻であり、配偶者がいないと子女がサポートを提供する。妻の主なサポート提供者は息子と嫁であり、息子が主に提供しているのは金銭と交通で、嫁のほうは家事である⁸⁸。この結果から見れば、親が健康なうちに息子は金銭的なサポートさえすれば、実家から出やすい環境になると思う。しかし、嫁が提供しているサポートは同じく金銭に代えることができるだろうか。

求:兼論四個社会支持模式。

_

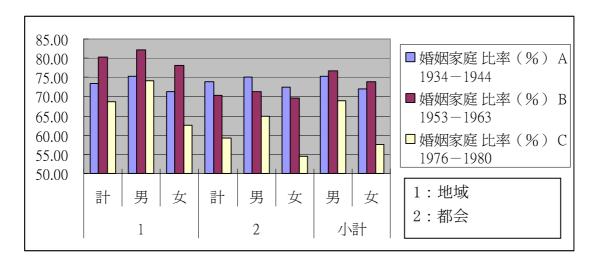
項目別	總計	父母	子女(孫 子 女)	配偶 者	其他 親屬	外籍看 護 工	安養院護理 人員	其他
60~64 歲	100.00	3. 75	24. 15	46. 89	4. 63	8. 13	12. 46	_
65 歲 以 上	100.00	0. 68	35. 10	19. 88	3. 19	26. 58	12. 41	2. 16

資料の出処:行政院主計処2010年2月6日検索

行政院主計処の資料(表五)によると、65歳以上で看護が必要な人に看護サービスを提供しているのは外国籍介護者プラス療養院の38.99%が子女の35.10%を上回っている。60~64歳のほうでは外国籍介護者プラス療養院の18.59%に対して子女が24.15%で子女のほうが高いが、実際に一番看護サービスを提供しているのは配偶者46.89%である。当統計から見ると、配偶者によるサポートを除いては、金銭で買える家庭外部の支援が家庭内部からのサポートより、強いと考えられる。総合的に、(息子は結婚後、親と一緒に住むべきだ)が示した男性の意識の高まりと、実際に親と一緒に住む比率(行政院の資料により)が増えたこととは一致しているが、孝行の表現は過去に要求された生活機能の面から、金銭面でのサポートになる傾向があることが分かった。

4.3.2 婚姻関係について

婚姻関係五項目の総合統計図2

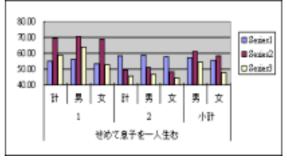


婚姻関係 5 項目について、婚姻経験の最中のB組とこれから結婚のC組を比較すると、地方 (1) 女性 15.71%ポイント、男性 8.17%ポイント、都会 (2) 女性 15.08%ポイント、男性: 6.45%ポイントすべて減少している。若い世帯は婚姻関係を重視する意識が薄くなっている傾向があるが、女性の変化が激しいし、男女意識の落差は 11.43%もある。そして、世代別でも、地域別でも女性のほうが低い。項目別集計明細 2-3 と 2-4 を確認すると各

項目別で集計した結果も相似な結果が表している。なぜ、このような結果になったのか、 筆者は下記のようにその理由を解釈していきたい。

項目別集計 2-3

			A	В	С
			1934 — 1944	1953 — 1963	1971 — 1980
	地域	男女	比率	比率	比率
	別	別	(%)	(%)	(%)
	1	計	54. 83	69.70	58.90
せめ	1	男	56. 17	70.77	64.10
て息	地方	女	53. 31	68.66	52.94
子を	0	計	58. 40	49.62	45.54
一人	2	男	58. 75	51.14	46.81
産む べき	都会	女	58.05	48. 13	44. 44
だ	J. ≇I.	男	57. 30	60.88	54.65
/_	小計	女	55. 51	58.40	47.73



(せめて息子を一人産むべきだ)について、第二章と第三章に紹介したように過去の制度では家父長制度による宗族、継承などの問題から男性の継続者を産み出すことに対しては非常に重視したことであった。民国後の制度が、大家族を維持する制度が無くなり、宗族の機能も段々裁判所に交替される、女性の継承にも制度的な平等により、緩和された。制度改革の影響を受けて人の考えが変わっていくことは理解できるが、このような著しく変わることに対して何か、制度以外の影響力があるはずである。

1949年から台湾の学者が台湾の人口問題について論文や新聞に文書を発表する方法で台湾の人口が過剰で生育を節制すべきだと説き始めた。当時の「反攻大陸、中国を救え」という強い言説と十年以上戦って1962年に「台中市家庭計画推広実験」が行われた。1964年に「家庭計画五年方案」が各郷県市で全面的に試行をし始め、「生育節制」を宣伝する主な対象者は女性であった。当時、生育節制の考えを提唱したことが直面しないといけない問題は、国家の方針のほかに、民間にまた強く存在していた「多子多孫多福気」と「重男軽女」の固有観念であった⁸⁹。「多子多孫多福気」と「重男軽女」に較べると「生育節制」は決して主流の言説ではなかった。うまくやっていかなかったら、提唱者が殺されるかもしれないほどであった⁹⁰。この説は経済発展、子女の教育、家庭の幸福を主な訴求として訴えてきた。国民政府は領台後、生育増加の政策を展開した。しかし1971年、若い女性が大量に増えたことに対応して、「多子多孫多福気」と「重男軽女」に対抗する「子女少、幸福多」と「女孩男孩一様好」のスローガンが作り出され、メディアに強力に放送されて流行語にまでなった。粗出生率が1952年の4.66%から1971年の2.56%まで低下したこと

⁸⁹ 陳肇南、孫得雄、李棟明(2000)『台灣的人口奇蹟』、聯經出版。

⁹⁰ 出処同上、pp15。行政院に、生育節制を宣伝するためパンフレットを配布した行動は共産党が台湾の軍隊の実力を削減しようとする陰謀である、と上書したことがあった。

から見ると「**子女少、幸福多**」は一定の勝利を収めたことが分かった。しかし、「**重男軽 女**」のほうは長期的、頑固な存在でなかなか突破できなかった⁹¹。

このような論争の舞台はほぼ北部であり、情報の得易さから考えると、もちろん北部がほかの地域より得やすいと考えられる(本研究の都会 2 は台北である)。北部の女性の固有観念が衝撃された時間は一番長いと考えられる。1984年、台湾の粗出生率が始めて 2%以下になり、同年、制度のほうは優生保健法が実施されることによって出生率が竜年以外、下がるばかりである⁹²。というのは、子女数が減って家庭内の子女は男性だけか、女性だけの現象が普遍になることによって「**重男軽女**」の観念は自然的に弱くなるだろう。(せめて息子を一人産むべきだ)に関する傾向の変化はかなり制度と社会言説に影響されていると言える。

一方、台湾の新生児性別比率のアンバランスの問題(2003 年:1.1)が大陸の一胎化の(2003 年:1.09) 93 より、深刻であることは珍しいニュースではないが、その深刻さはどのぐらいであるか。戸政司の資料によると、民国 81 年(1992 年)以後、一胎目と二胎目の新生児性別比率は $1.06\sim1.09$ の間であるが、三胎目は、民国 81 年(1992 年)の 1.16 から民国 95 年(2006 年)の 1.26 になっている 94 。子供が産まない、産めない家庭が増えている社会の中で産むなら息子がほしい人もかなり多いことが分かる。筆者が調べた資料にこの部分に関する地域別の集計がないことは非常に残念なことである。あれば、本研究の分析結果がもっとクリアになるだろう。

(優生保健法)の規範によると、妊娠二十四週間以内95、妊娠或いは出産することは妊婦の心理健康或いは家庭生活に影響が与える場合、人口流産(中絶)を施行することは可である96。提唱されてきた(生育節制)の考えが普及になったことは出生率を確認するとわかる。しかし、(生育節制)の実現は政府が強力に提唱してきたほかに、制度が妊娠した人に産まなくても済ませる選択を与えたのも主要な原因である。一方、(優生保健法)は子供を産みたくない人に逃げる道を与えただけではなく、固有観念(重男軽女)を持つ人にも方便を提供している。医学の発達により、妊娠の早期に胎児の性別が分られるようになった。胎児の性別は望まされない性別であれば、その胎児の産まれるチャンスも合法的な手段で奪われることが可能である。だから、上記のような新生児性別アンバランスの社会現状は言説(生育節制)、制度(優生保健法)プラス残存の固有観念(重男軽女)が総合に作用した結果だといえる。(せめて息子を一人産むべきだ)に対する意識が低下している傾向は個人意識で理想的な場合このようにしたいと現れたものである、と考えられよう。

⁹¹陳肇南等 (2000)、pp91。

⁹² 内政部統計処人口年齡分配 <u>http://www.moi.gov.tw/stat/year.aspx</u> (2010年2月7日検索)。

⁹³ 聨合新聞網 http://www.gender.nsysu.edu.tw/gender/gender_news/1.htm (2010年4月10日検索)

⁹⁴ 内政部戸政司 http://www.ris.gov<u>.tw/ch4/static/st20-0.html</u> 表六 (2010年2月7日検索)。

⁹⁵ 優生保健法施行細則第十五条。

⁹⁶ 優生保健法第九条第六項。

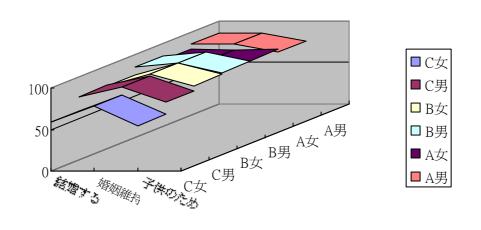
項目別集計 2-4

	1 7/13大日	1 2 1				•
			A	В	С	
			1934 — 1944	1953 — 1963	1971 — 1980	
	地域	男女	比率	比率	比率	
	別	別	(%)	(%)	(%)	
		計	83. 33	83. 33	71. 43	
	l 1 地方	男	85. 39	90.00	79. 27	90.00
結婚	アピノノ	女	80. 97	76.87	62. 50	80.00 Series 17.00
する		計	81. 51	76. 32	64. 96	60.00
べき	2	男	85. 00	79. 55	74. 02	40.00
だ	都会	女	77. 97	73. 13	57. 38	
	1 =1	男	85. 22	84. 73	76. 36	結婚する
	小計	女	79. 56	75. 00	59. 28	1 12/43
		計 81	81. 72	91. 67	84. 42	
		男	85. 06	91. 92	88. 41	1000
婚姻		女	77. 94	91. 42	79. 86	80.00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
を維		計	82. 77	87. 31	81. 47	
持す るべ	2 都会	男	86. 25	86. 74	86. 76	40.00 40.00
きだ	1117五	女	財 82.77 87.31 81.47 男 86.25 86.74 86.76 女 79.24 87.88 77.05	計 男 女 計 男 女 男 女 1 2 小計		
	J. ÷I	男	85. 58	89. 31	87. 50	- 増加を維持する
	小計	女	78. 54	89. 66	78. 09	
		計	75. 86	79. 20	67. 53	
子供	l 地方	男	73. 05	79. 30	73. 17	900
のた	1677	女	79.04	79. 10	61. 11	70.0 Series
め離 婚し	か離	計	78. 39	74. 62	58. 48	50.00 H H H H H H H H H H H H H H H H H H
婚し ない	2 都会	男	77. 97	76. 52	67. 16	40.00 計 男 女 計 男 女 男 女
べき	和五	女	78. 81	72. 76	51. 23	1 2 小計
だ	小計	男	75. 18	77. 88	69. 84	子供のため離婚しない
	1,1,1	女	78. 94	75. 93	54. 90	

(結婚するべきだ)制度関係を作る、(できるだけ婚姻を維持するべきだ)維持の意識と (子供のため離婚しないべきだ)維持の理由の三項目を合わせて一緒に論じたい。傾向については三項目とも減っているのであるが、世代別男女の意識の強さを確認してみれば、若い世代になると、

(結婚するべきだ) < (できるだけ婚姻を維持するべきだ) > (子供のため離婚しない べきだ)

(できるだけ婚姻を維持するべきだ)を重視する意識は(結婚するべきだ)と(子供のため離婚しないべきだ)を重視する意識との落差が大きくなり、下記の折線図に示したように若い世代のほうは坂が急になることがわかった。



若い世代は(結婚するべきだ)の重要性に対する意識が全体に弱くなっているが、一旦結婚すると維持したい、しかし、維持の理由とする子供の重要さは低くなっていると考えられる。過去の制度における婚姻は、男性が女性を絶対的に私有化するものだったが、現在は男女が互いを相対的な私有化するものだと考えられる。その相互私有化の相対的範囲、つまりどの程度まで私有できるかに関する予測、見通しが、婚姻関係を作るかどうかという判断に影響してくる。筆者は、婚姻関係の中でどのぐらい配偶者を専有できるのか、その専有する状況の安定性を「私有化の効果」と称する。

第二章に筆者が説明した中国の婚姻歴史背景において群婚から一夫一妻多妾への制度 改革は、社会が制度の規範で群婚より一夫一妻多妾の方が男性にとって女性の「私有化の 効果」が良いからであると考えられる。筆者の認識では、制度ができる理由は、団体の中 にトラブルが起きてそれを解決するためであり、関係者が共同に協議したルールは制度の 原型となる。団体の中の有力者が自己の利益のため、その力で作ったルールも制度の原型となる可能性がある。どちらかも、現状を整理するため、区画しようとする行為であるといえ、団体の成員は結果的にそうした制度の上に影響される。過去の社会には最上層から最低層まで専制的、階級的、片方利益的な制度に力関係、利益関係が非常にアンバランスに存在していたが。制度は大部分の利益を一部の人に与え、もう一方の人に大部分の義務を課した。過去の社会には家父長制であった。家庭内部の地位から見れば、男性のほうが女性より高いのであった。婚姻関係の形成や維持、終了などに関しても男性のほうが決定権を握っていった。第二章 2.3 (p14-17) に説明したように、婚約の結びから、女性は殆ど自身で決められなかった。男性の意思に従うのは女性の生まれつきの義務もいえるような環境で何か不平なことを抵抗しようとしても厳しく抑圧されていることで、それが萌芽ぐらいの力もないのであった。それに対して、男性が制度から得た権力で婚姻関係を自身

にとって有利なようにコントロールすることは可能であった。だから、過去の社会に婚姻 関係の私有化の効果が非常に良いと言っても男性にとってのものと考えられる。

平等、自由、個人の利益を訴えて来た民主主義の中にある現代の制度にとって、相対的な権利と義務のバランスを維持するのは重要なことになる。台湾で法を代表する図は天秤であり、天秤は公正、公平、平等を意味している。制度はできるだけ天秤の梃を水平線に保ちたいと考えるが、現実には道徳(固有観念)の力や、関係者双方の協議などにより梃が斜めになることがあっても、図られるものが皿から落ちない限りバランスが取れたと言えるだろう。しかし、家庭内部の夫妻関係から言えば、梃がどちらに傾くか、議論の中でそのときの妥協により決められることである。ギデンズ(2001)は民主制としての親密な関係性について次のように述べる。

政治の領域では、民主制は、憲法の創設と、更に普通であれば、政策上の争点を公開討議するための場を必要としている。……異性愛関係に関する限り、結婚の契約は、かつては基本的な権利規定であり、その規定は、きずなが基本的に「分離され、しかも不平等な」性質のものであることを公に示すものであった。婚姻を、限定辞でなく記号表現(signifier)としての自己投入という用語によって言い換えることは、こうした状態を根底から変えていく。純粋形態にほぼ近い関係性はすべて、不公平であったり耐え難いと感ずるような状況が生じた場合には、いずれの側も再協議を求めることができるような、潜在的に「更改可能な契約」(rolling contract)である。更改可能な契約とは、関係性の本質に関してパートナーどうしがおこなう公開討議の基盤をなすが、同時に公開討議による交渉に応じていく、憲法に即した工夫なのである。97

(英語の部分は中文の訳本を参考し、筆者の追加)

このような政治領域の民主概念が婚姻という私的な関係に浸透してくると、婚姻に関する制度を支える規範はどんなことするべきか、またどんなことをしてはいけないかなどの、男女が互いに負わざるを得ない権利と義務に関することしかない。婚姻関係の維持、婚姻関係をうまく続けていくため、平等を求めるか、どうバランスを取るか、生活の中でのこうした問題に関するいちいちの議論は男女双方の責任になる。議論の過程に男女双方がある程度納得できる妥協が作れないと婚姻関係の安定性や継続の可能性に影響してくる。しかし、その妥協が作れるかどうかに影響するものは何か。斉藤純一(2000)はハーバーマスを引いて、

討議の場では金銭にものを言わせることと、権力のサンクションを持ち出す ことはもちろん禁じられているが、のみならず、「皆がそうしているから」、

_

⁹⁷アンソニーギデンズ(Anthony Giddens)(2006)『親密製の変容―近代におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』、松尾精文、松川昭子訳、而立書房、pp282。

「それが当たり前だ」と言った仕方で既存の文化コードに訴える言説も効力 を失う。

と指摘する⁹⁸。民主の概念が婚姻関係の中に浸透してくると一番最初に戦わないといけないのはその個々人の中に残存している既存の文化コード (筆者の言う固有観念) だろう。その衝突の中に妥協が取れるかどうかが、婚姻関係の安定性に影響してくる。過去の制度では女性が男性に従順するべきであった。婚姻関係の継続、終了の決定権を握っているのは男性であった。現代の制度は、婚姻関係にある男女の間に権利と義務の平等を訴える。特に過去には「離婚の権利」が殆どなかった女性は現在の制度で離婚の権利を付与され、婚姻関係の中で衝突が発生した時、協議してもそのときの妥協が取れない場合、男性だけではなく、女性からも婚姻関係を中止することが可能になった。故に現代の制度的婚姻の「私有化の効果」は比較的弱くなったと考えられる。「私有化の効果」が弱くなるということは婚姻関係の安定性、継続の可能性が減少しているとも言える。1.2 の表二 (p6) に示したように粗離婚率が民国 59 年 (1970 年) の 3.7%から民国 96 年 (2007 年) の 25.5%になった。これは婚姻関係の中で問題が発生した時、その協議の失敗により婚姻関係が終了されたものと考えられる。

蘇季玲 (2008) の、「未婚の幼稚園女性教師が婚姻に対する考え」の研究結果によると、女性は、婚姻するのは経られない人生経験ではない、結婚するために結婚することはしない、と考えているという。女性は結婚に対して態度は消極的である⁹⁹。もし、結婚に対する考えが消極的になり、必ず経なければならない人生経験ではないという考えになった理由が、婚姻関係から得られるメリットが少なくなったこと、婚姻の価値が減ったこと、結婚しても安定性、継続の可能性が低くなったことにあるとすれば、本研究の(結婚するべきだ)の重要性に対する若い世代の意識が全体に低下していることと連動している。

(できるだけ婚姻を維持するべきだ)という意識がなぜ高いかについてこの質問の前提は「結婚したとしたら」であり、そのような前提を受け入れた場合の予想としては「婚姻を維持したい」と回答するのが一般的であろうことは十分に推測できる。このことが、この項に対する意識の高さとなって現れている。周りの環境に前述したような現代の婚姻関係の不安定さを認識しながら、それでも結婚すると言う一度選択した婚姻関係に対して自信がある人が、コマーシャルの文言のように、「すべての困難を乗り越え、私たちの幸せを作りましょう。」と言う夢のために努力すべきだという考えを婚姻関係の故障が出るまで持ち続けるのは一般的であろう。しかし、筆者はこの項目の質問に対してちょっと個人的な意見がある。もし、婚姻関係を結ぶとき、コマーシャルの文言と同じように、私たちの幸せを作りましょう、であれば、婚姻はその幸せになる目的を達する方向へ進んでいくはずである。しかし、「維持」と言う言葉に対する筆者の認識はあるレベルを保ってその

⁹⁹蘇季玲(2008)"大"小姐,妳為什麼還不結婚?—未婚幼稚園女性教師婚姻觀之研究

⁹⁸ 斎藤純一 (2000)『公共性』、岩波書店、pp33。

レベルから落ちないようにすることである。もし、幸せの目的を達したから、それを維持 すると言う場合なら、それは婚姻の幸せを維持すると言う。しかし、質問は婚姻を維持す るべきだ、そして、できるだけ維持するべきだのであるから考えると、その婚姻の最低限 を維持する、つまり、離婚しないように、と筆者には読める。しかし、なぜ婚姻に問題が 起きても離婚しないか。民生報に報道された「松山婦女臀家庭服務中心」の調査によると、 結婚した人の4%が自分は婚外関係ができていると回答し、4%が配偶者は婚外関係がで きている、婚外関係の問題がある家庭の 82%の人が婚姻維持を選択した、その中の 60%の 理由は「子供のため」であった。また、配偶者に婚外関係がある人の76%は外部に救助を 発信しなかった¹⁰⁰。この結果は婚姻関係において被害者の方は(できるだけ婚姻を維持す るべきだ)ために子供のためとか、何とかの理由で我慢していることを示している。「子 供のため」と言う理由は、子供に「健全な家庭」を保ってあげたい気持ちだと推測できる。 もし、「健全な家庭」というのが前段落に述べた、「皆がそうしているから」、「それが当た り前だ」と言う既存の文化コードに寄りかかったイメージだとすれば、その被害者は自分 の固有観念により、婚姻関係の継続、安定性を保つために配偶者と議論する場から降り、 「我慢」と言う手段で婚姻維持を達成しようとすることになる。婚姻関係が維持されてい ることによって「我慢」も一種の妥協、承諾になる。ここでまたギデンズの話を借りると、 「純粋な関係性の示す特徴のひとつは、いつの時点においてもいずれか一方のほぼ思うま まに関係を終わらすことができる点にある。関係性を十分長続きさせるためには、自己投 入が必要である。しかしながら、無条件で相手に自己投入していく人は誰でもみな、かり に万一関係が解消した場合に、将来きわめて大きな精神的打撃というリスクを冒すことに なるのである。101」ギデンズが言った「きわめて大きな精神的打撃」は具体的にどのよう なものか、と言うと、TVBS 民意調査中心が 2006 年の調査結果が示しているような、82% の離婚婦女が再婚の考えがなくなるという現象がそれである。そして、行政院主計処の統 計によると、再婚比率は 1992 年男性:3.36%、女性:1.94%から 2006 年男性:2.95%、女 性:1.24%に低下した。これは傷害を受け、親密関係に対する信頼感が失われた現象とも 言えるだろう。

一方、(できるだけ婚姻を維持するべきだ)というのはただ我慢してその関係を残したいと言うなら、あまりにも消極で悲哀である。もし(できるだけ婚姻を維持するべきだ)というのは今度また協議ができるチャンスを待つという意志だと考えれば、(子供のために離婚しないべきだ)という意識が低くなっていることと合わせて、"我慢"というよりも積極的な意志の表れだと考えることもできるた。前述したような議論する場で平等が必要であり、既存文化コードに訴える言説の効力を失うことから言えば、子供が一旦生まれると子供が死んでしまうか何か違法なことが行われない限り、それに対する責任(義務)

-

¹⁰⁰ 民生報 2002/7/11

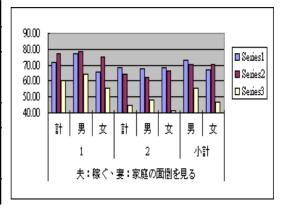
http://intermargins.net/repression/deviant/Marriage/adultery/news/2002Jul-Dec/20020711i.htm (2010年2月10日檢索)。

¹⁰¹ アンソニーギデンズ (Anthony Giddens) (2006) 『親密製の変容―近代におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』、松尾精文、松川昭子訳、而立書房、pp204-205。

がずっと存在している。制度は子供が成年になるまでその保護は親の義務であると規範している。固有の考えの中では、天地、陰陽、内外、のように性別の役割分担が定義されてきた。その中で女性の母性が強調され、子供に対する義務が母に帰される一方、子供に対する権利を父に帰した。このような制度上の不平等は制度の変化により、改善されてきた。女性が過去から背負ってきた子供に対する義務の一部を下ろして男性にもその責任を負わせるようにしていることは、A組の女性の意識が男性より高いのに対してB組になると逆転する現象からも見て取れる。C組が男女の落差が更に大きくなったのは家庭の外部で女性にとっての男性と競争できる条件が良くなったことと、社会から女性に提供する資源が増えたことにより、女性が家庭に依存する必要性が減少し、最悪の場合になっても自分で子供に対する義務が負えるようになったことの表れと言える。

項目別集計 2-5

			A	В	С
			1934 — 1944	1953 — 1963	1971 — 1980
	地域	男女	比率	比率	比率
	別	別	(%)	(%)	(%)
	1	計	71. 70	76. 89	60. 39
그 10년	1 地方	男	76. 97	78. 85	64. 63
夫:稼		女	65. 81	75. 00	55. 56
ぐ、妻: 家庭の	2	計	68. 07	64. 47	44. 42
面倒を	都会	男	67. 92	62. 50	48. 04
見る		女	68. 22	66. 42	41. 39
70 0		男	72. 98	70. 61	55. 43
	小計	女	66. 93	70. 71	46. 65



最後の項目は家庭の外部担当と内部担当の役割分担についての変化である。これについてよく言われているのは、女性の労働力が社会に要請されたこと、女性の経済力がよくなったことなどの家庭外部からの影響により、家庭内部役割分担関係が変わってきたということである。この部分について実際にどういう変化になっているか、はもうちょっと夫妻間の相対的な条件を比較しないとわからないし、筆者が今まで調べた文献では家庭内部の力関係に影響する要因として教育レベル、経済力、などが挙げられている。例えば、林松齢(2000)が結婚した900名の女性に対する調査結果によると、平等互恵という役割分担の家庭には妻の教育レベルが高いのである。また、家庭内の決定権について、正社員として雇われている妻は専業主婦の妻より、強いのである¹⁰²。本研究で筆者が主に議論したいのは制度の変化によりもたらされた婚姻関係と血縁関係の変化である。筆者は、教育レベ

¹⁰²林松齢(2000)、『台湾社会的婚姻與家庭:社会学的実証研究』、第四章夫妻分工模式與夫妻関係:以台湾中部地区為例。

ルと経済力は家庭内部の力関係と相互に影響しあうことについて否定をしないが、それに よって婚姻関係と血縁関係が変わるのか、のことについて、直接的な因果関係があるかど うか、を議論しない。

この項目について、集計のなかでは男女の意識が低下しているが、男性の意識が女性より比較的高い。第二章で筆者は、説明してきた過去の女性が男性に従順するしかない環境におかれてきたことを指摘した。家庭内部の担当というのはある意味で男性に対するサービスの提供である。過去の状況は制度でわかるが、現在は、前段落で言ったように女性の労働力が社会から要請され、家庭外部の男女平等が労働基準法や両性工作平等法などの制度に保護されている。しかし、男女平等を訴えている現代の制度は家庭内部の関係にとっては大まかな原則でしかなく、その実行上どうするかは、やはり関係者自身で協議しないといけない。現状を数字で確認する(表六)と、毎日家事を担当している家事の時間割合は男:0.92HR、女性:2.25HRである103。もうちょっと細かい明細を見てみると、

表六、家事之主要負責人員中華民國95年9月

單位:%

	1 羊八國 30 干 3 万				手15.70		
	總 計		家中成員		僱 傭	其 他	
	心 口	男 性	女 性	平均分攤	ル性ル用	光	
打掃 (家の掃除)	100.00	9.04	<i>59. 45</i>	28.99	2.10	0.43	
買菜 (食材の調達)	100.00	8. 23	77.91	12.58	0.77	0.50	
準備三餐(料理する)	100.00	7. 30	81. 03	9.40	1.58	0.68	
廚房清理(キッチンの掃除)	100.00	7.80	<i>76. 93</i>	12.91	1.99	0.37	
倒垃圾 (ゴミを出す)	100.00	22.01	39.01	36.70	1.92	0.36	
清洗衣物 (洗濯)	100.00	8.46	76. 65	12.72	1.87	0.30	
房屋、水電及家中器物簡易維修							
(部屋、水道電器及び器具など	100.00	77. 81	7. 18	5. 94	1. 35	7. 71	
簡単な修理)							
照顧孩童(児童のケア)	100.00	2.41	<i>48. 09</i>	48.22	0.89	0.38	
照顧老人或病人(老人、病者の ケア)	100.00	10. 43	<i>36. 54</i>	43.30	9. 14	0.60	

説明:本表不包括無此項家事者。104

主な家庭内サービスは女性だけが提供するのは男性だけが提供するのより、比率が高いことがはっきりわかる。また、メンタルサポートの面も類似の状況がある。黄俐婷(家庭支持的結構與功能分析)の研究結果によると、未成年子女の主なケアー担当は母であり、母が主に提供するのは子女の心理、生理、安全などに対する要求への満足、それに対して父が提供するのは遊び、活動的な満足である。婚姻関係の中で男性が家父長制により男性の権威と言うイメージを確保したい理由もあるから、余り自らメンタルサポートの要求をしないが、女性が男性のニーズを発見しやすいから、普通は自動的にサポートを提供する。

¹⁰³ 行政院主計処 家庭概況 http://www.dgbas.gov.tw/ct.asp?xItem=17856&ctNode=4957 (2010年2月10日検索)。

¹⁰⁴ 資料の出処、同上。

男性は、普通は感情的なことを重視していないから、女性の感情的なニーズを見逃すとか、 必要ではないサポートを提供するなどをしてしまう¹⁰⁵。

このような現象を、家庭内力関係のアンバランスとか、単純な固有観念の残存の問題と簡単に片付けることも可能だが、この現象を見たとき筆者が感じるのは、過去の制度から現代に残存している固有観念による家庭内役割分担の妥協まで、男性が家庭内にメンタルサポートの提供とそのニーズの要求する能力についてあまりにも訓練されていないということだ。家庭内の役割分担が平等になると、男性が訓練されていない部分の破綻がそれなりに出てくるだろう。ましてニーズの要求ができないことだけでストレスが溜まるばかりになるかもしれない。女性は過去の制度において家庭内の訓練をされ、現代になってくると社会の労働力のニーズにより、家庭外部にも平等が保護されるようになり、そこでの生存能力も訓練されてきた。女性はその不平等の中にある程度の優勢が作り出されたともいえるだろう。この点についてもう少し現実的な証明が必要だとすれば、表七を見てほしい。

表七、95年度父母健在之成年人口與父母同住狀況

單位:%

			手匠・/0			
			與 父 母	同住情形		
	總計	3 1	均與父母同住	僅與父同住	僅與母同住	未同住
		計	(親と同居)	(父と同居)	(母と同居)	
男	100.00	59. 31	39. 62	4. 18	15. 51	40.69
未婚者	100.00	91. 35	69.03	5. 23	17. 09	8.65
有偶者	100.00	36.85	20. 16	3.46	13. 23	63. 15
失偶者	100.00	70. 73	36. 24	4. 53	29. 97	29. 27
女	100.00	31. 02	22. 90	1. 78	6. 34	68. 98
未婚者	100.00	90.89	70. 25	4. 99	15. 64	9. 11
有偶者	100.00	2. 99	1.44	0. 29	1.26	97. 01
失偶者	100.00	25. 29	12. 18	1.41	11. 71	74. 71

説明:「有偶者」為有配偶(含同居);「失偶者」為離婚、分居(別居)或喪偶(配偶者が亡くなった)。¹⁰⁶

行政院主計処の集計(表七)によると、男性の単身者(未婚と無配偶者)は親と一緒に住む比率がかなり高い。特に無配偶者のほうは70.73%が親と一緒に住んでいる。もちろん、この中に配偶者を失う前にもう親と一緒に住んでいる人がいる。データの不足でその比例がわからないが、無配偶者で実家のサポートを受けている男性が女性より2.8倍もい

 $^{^{105}}$ 黄俐婷『家庭支持的結構與功能分析』 http://sowf.moi.gov.tw/19/quarterly/data/105/31.htm (2010年2月6日検索)。

¹⁰⁶ 行政院主計処 家庭概況 http://www.dgbas.gov.tw/ct.asp?xItem=17856&ctNode=4957 (2010年2月10日検索)。

ることがわかった。

4.4 結論

本研究に使用した資料と補充資料から以上のように分析したことによって分ったこと を筆者の仮説と対照しながら、下記のように整理する。

4.4.1 仮説はどの程度検証されたか

仮説一の問題一、婚姻関係を築く意識が薄くなるとともに、血縁関係に対する意識が強く なる傾向がある。都会女性のほうがその傾向が地方女性より、はっきりしている。

血縁関係と婚姻関係の統計図 1 (p37) と 2 (p41) を見ると、婚姻関係に対する意識が 都会女性の方が確かに地方女性より薄くなっていたが、血縁関係はこのような傾向が見え なかった。しかし、女性の血縁関係と一番関係がありそうな項目(娘は結婚後もよく実家 に戻るべきだ)だけを見ると、都会女性が地方女性より意識が強くなる方向への変化が大 きいことがわかった。本研究にはなぜ都会女性の方が血縁関係に対する変化が地方女性よ り高くなったかを直接に説明できるデータがなかったが、4.3.1 (p38) に言及した都会女 性が親との連絡回数が高いのに実際に会う回数が低いことから考えると、これは都会女性 が何かの理由で、直接に実家から得るメンタルサポートが地方女性より少ないことに対す る意識上の反動であろうと推測する。

男性と女性を較べると、女性と実家の間には実質的なサポートがまた多くない。それは、 実家が娘の産んだ子供の面倒を見る比率と離婚女性が実家に戻る比率が低いことから分 かる。過去の制度の考え方から考えると、基本的に産まれた子供は男性のほうの苗字を継 承している。女性の子供と言っても女性の実家の子供ではない。また、嫁に出した娘はば ら撒いた水のよう (**嫁出去的女兒, 潑出去的水**)、というような、女性が一旦結婚した後、 他家の人と看做される伝統的な考えがあった。例えば、台北市晩晴協会の報道によると、 結婚したことがある女性が旧正月一日に実家に帰る(いる)と、実家が貧乏になるや実家 の男性兄弟の福が取られてしまうなどのことになるから、タブーと看做されている107。こ れは女性の婚姻関係が既存している間だけでなく、離婚した女性に対してもある程度他家 の人と看做すことである。固有観念はこうのようなタブーという形で残存し、結婚した女 性を実家と隔離することによって、女性が実家からサポートを得るチャンスは減らされた とも考えられる。

仮説一の問題二、男性は婚姻関係に対する意識が薄くなる傾向があるが、女性ほどではな

¹⁰⁷ 台北市晚晴協会第 207 期女性電子報 http://forum.yam.org.tw/bongchhi/old/tv/tv206.htm 年4月19日検索)

い。家父長制の背景がまだ強いので、男性の血縁関係に対する意識が変わりにくい。

統計資料が仮説と合っている。分析によって更にわかったことは、男性の親に対する孝行が過去の「**居則致其敬,養則致其樂,病則致其憂**」と言う自らの奉仕から金銭的なサポートになったことだ。実家も男性に提供するサポートが女性へのサポートより多い。奉仕の方法が変わったのは社会全体の環境が変わったことによる変化ともいえるが、一方、孝行に対する価値観の変化とも言える。この部分の変化は制度の変化によりもたらされた結果で、男女に対する実家が提供するサポートの落差は固有観念の残存が原因であると推測される。

仮説二、婚姻関係を形成する意識があるといっても継続させられる絆が細くなっている傾向がある。

この分の仮説は婚姻関係の (子供のために離婚しないべきだ) という項目についての変化のところですでに説明した。集計資料を見ると、確かに子供の存在が婚姻関係を維持する理由としての重要さが低くなる傾向があるが、筆者が最初、この仮説を作ったときの考えは、1、男性も女性も私産が持てるようになったことと、特に女性のほうは社会の要請により、私産を溜める能力やチャンスが増えてきたこと、2、婚姻の意味が両家族のためから、二人のためになったことにより、家族からの影響が少なくなり、離婚をしやすくなったこと、3、子供をケアーするために社会から与えられる資源が増えたこと、これら三つの要因により、家庭内の力関係が変わり、婚姻関係に衝突が発生したとき、離婚という結果になりやすいと考えていたのである。

しかし、補充資料によると、婚外関係問題があってもその中の82%が婚姻を維持することを選択している。この数字は台湾全体の婚外関係問題で婚姻関係を中止した人または婚姻関係を維持し続けている人との総合的な比率データがないから、多いか少ないか、わからないが、筆者が仮説を作った時には思いもかけない結果であり、筆者にとって本研究から勉強になった重要な一部である。

血縁関係に関して女性は結婚後もよく実父母に会うか、あるいは連絡していることがわかった。家庭内において母親と娘の間で互いにメンタル的なサポートをしている特徴から考えると、結婚後の女性が実家と頻繁に連絡しているとことは自身のメンタルニーズの満足を求めていると考えられる。このニーズの満足が求められるようになったのは、娘が結婚後、他家の人になるという固有観念が弱くなったこととも関係している。(息子は結婚後も親と一緒に住むべき)であるという意識は主にアップする傾向になっているが、現実に男性が結婚後、親と一緒に住む比率は36.85%しかない。そして、親孝行の表現は自らの奉仕よりも金銭の奉養の意識のほうが高いことがわかった。しかし、息子が親と一緒に

住まなくてもよくなり、娘が実家にメンタルサポートが求められるようになったのはなぜか。制度から見る主な原因は、父母が生存の間に別居、異財は不可という制限から解放されたからであると考えられる。過去は尊長者(祖父母、父母)がいる間は卑幼者(子女、孫)が尊長者と一緒に住むべきであった。一緒に住むことは財産の相続権を維持するためだけではなく、敬意をこめて尊長者に奉仕しないと処罰されることもある(p19-20)。現在の法は、相続権について余ほどの事(例えば、悪意遺棄)がない限り、親子互いに与えられた義務と権利は平等に保護されている。一緒に住まなくてもよいことになったのはもちろん、父母に対する扶養は義務とされるが、敬意をこめる孝行に関する規範がなくなったとも言える。このような法的な緩和のほかに、家族の規模が縮小したことにより、家族(特に夫の家族)の夫婦に対する影響力が弱くなり、男女がそれぞれの家族に対する貢献の仕方や期待の求め方などは自由になったと言える。

また、行政院主計処の資料で無配偶者の男女が実家との関係について確認すると、親と一緒に住む男性が女性より 2.8 倍もいる。これは家父長制という固有観念の残存で実家からの男性に対するサポートの提供が多いためであると考えられる。そのほかに「男尊女卑」という固有観念も出産胎数目の性別比率 (P42) から現在の社会にまた残存していることがわかったが、社会全体の傾向から見れば、主流言説が達成したい目的へのレジスタンスになり得る固有観念は弱くなっていると思う。

過去の社会において婚姻関係の目的は家族の拡大と継続であった。婚約の決定権は基本的に家族の尊長者に属す。そして、家族の拡大と継続という目的を果すため、婚姻関係における女性の当事者に対して、家族の相続ができる子を産めるかどうか、は婚姻関係が継続できるのか、を左右する原因の一つになる。このような家族の立場から考えてきた制度の視点は、個人にとっての平等、自由、利益などの立場という視点へと変化してきた。これは婚姻関係の結びつきが家族のためから個人のためになったとも言える。制度の変化により、婚姻に対して平等、自由、個人の利益などを基にして自身の意識による決定権を付与されたとともに、婚姻関係の維持や責任も個人に帰されている。

4.4.2 制度と意識

社会全体の環境に一番主流の言説が法であれば、個人に対するその影響力は、疑う余地なく、絶対的なものである。しかし、民主社会においては社会のためや社会に生きている人々のためにならない法を作り出すことが難しくなったから、国家はどのようにすれば、ある目的を達成できるか。目的を達成しやすい方向へ導く言説、政策を作るとか、法に制限されていることを緩和するとか、はその有効な方法と考えられる。つまり、人々が選択できる選択肢を増やし、国家の目的が達成できる選択肢に有利な政策で人々をその方向へ導いていくことである。例えば、第一章で説明した人口政策の変化に関して出生率を低減するため、中絶の制限を優勢保健法の実施により緩和したことはその一つの例である。また、女性の労働力を労働市場に投入するため、女性が労働市場に居やすいようにするため

民国 90 年(2001 年)に両性工作平等法を作り出したことや、女性が家庭から出やすいようにするため子供と老人をケアーする支援を提供することなどは同じ手法の繰返しだと考えられる。

不婚、晚婚、生育(子供を産むか、産まないかの問題)、少子高齢化などの問題を議論してきた多くの論文はこれらの問題を教育レベルと経済力との関係で分析している。しかし、本論文の制度の変化という視点で見ると、例えば、法が「分籍異財」を許したから、大家族が核家族に縮小した。だから、人々が工業化社会において就職しやすいところへ移動できるようになった。労働市場の労働力を満たすため、女性が労働市場に居やすい両性工作平等法を作り出した。家庭内労働力が不足した分は外国籍看護の導入や養老院の設置などの社会支援を提供した(親に対する奉仕が過去の自らの奉仕から金銭の奉仕に変化した原因の一つともいえるだろう)。また、子供を教育させるため、経済をよくすべき、子供が多すぎると経済の負担になる、という生育率の低減を目的にする、親の立場から考えたような言説が作り出された。そして、この目的を達成しやすい政策、子供ができても産まないで済ませられる優生保健法ができた。不婚、晩婚、少子高齢化などは法、政策、言説が達成した目的ではないが、それは法、政策、言説が目的を達成していく途中に出て来た副作用といえるだろう。その副作用は人々が自身の意識で選択した結果であるように見なされがちであるが、実は人々が「自身の意識」で選択していると考えている時、法、政策、言説などに動かされているのではないか。

現在の主流言説に抵抗しているものがあるか、と考えると固有観念はその抵抗の立場にあるものと考えられる。例えば、本論文に例としてあげた「子女少、幸福多」と、「女孩男孩一様好」のスローガンは出生率を低減するために作り出されたものである。それに対して抵抗している「多子多孫多福気」と「重男軽女」の固有観念はある意味で当時の政策の邪魔物ともいえる。筆者の考えでは現在の主流言説でも固有観念でも、それなりのいい点と悪い点がある。現在の主流言説のいい点は固有観念の悪い点を改善できるものとすれば、固有観念のいい点も現在の主流言説の悪い点を防ぐことができるものと考える。現在の社会に起こっている不婚、晩婚、少子高齢化などの現象を見ると、現在の主流言説はいい点ばかり見て固有観念の悪い点を改善しようと強く提唱したことにより起きたものであると考えられる。しかし、このようなことが続けられていくと、固有観念の人々に対する影響力は弱くなっていき、いつか、人々の心から完全に取り除かれてしまうかもしれない。こうなると、固有観念の悪い点が解消されるとともに、現在の主流言説の悪い点を防げる固有観念のいい点もなくなってしまうだろうか。固有観念の抵抗がない主流言説の考えだけで、主流言説自身の悪い点を改善できる政策を作り出すことができるのか、作り出された政策はどのぐらいの改善効果ができるのか、疑問である。

4.5 今後の課題

本研究はデータの集計から得た結果を分析しながら、その傾向を探ってきた。しかし、 集計方法とデータの内容により、多少結果が違ってくる。本研究ではまだはっきりわかっ ていない部分について下記の三点を今後の課題にする。

- 1、実家のサポートが完全に得られない男性と女性の婚姻関係に対する意識の変化。
- 2、子女がいるといない夫妻が婚姻を維持するに対する変化。
- 3、民主制としての親密な関係性という概念の血縁関係に対する影響。

第五章 終わりに

「個人」と言う立場から考えるなら、血縁関係や婚姻関係はある意味で複数の個人に関係にすることである。筆者が制度について調査する時、過去と現代の制度の重視する点がいくら変わっても、変わっていないものが一つある。それは血縁関係、特に自然血縁関係は(**天合**)と言う概念は不変の関係であり、婚姻関係は(**人合**)で可変の関係だということである。

過去の血縁関係には子女に親に対する義務を孝行という言い方で厳しく規範をしてき た。しかし、親にとって子供は自分の私物のようなものであり、自分のために存在してい るものであった。経典の「**父慈、子孝;兄友、弟恭**」と言う相対的な関係性についても言 及したが、父不慈でも子不孝が制度的には許せなかった。現代の制度は権利と義務を主な 原則にして血縁関係の秩序を規則しているとはいえ、親子の間にどうすれば、「慈」であ るか、どうすれば「孝」であるか、に関する規範は過去と同じく、ないのである。今まで、 子女が親に対して免除できなかった義務、つまり、絶対的な扶養義務は今年(2010年)1 月7日に、父母が子女に命、身体、自由、例えば殺人未遂、乱暴、虐待、又は扶養義務を 果していなかった場合、子女が父母に扶助、扶養、又は保護を提供しないことに対して、 「不罰108」と修正されたことにより、相対的な義務になった。よほどの事情がないとその 義務はやはり免除されにくいのであるが、一応、平等の方向へ一歩進んできたと思う。し かし、この権利と義務の平等が確保されたと言っても「関係」の保障にはならないだろう。 4.3.2 (p46) に、「討論の場では金銭にものを言わせることと、権力のサンクションを持 ち出すことはもちろん禁じられているが……。」とハーバーマスの言葉を引用した。これ は婚姻関係だけではなく、血縁関係に制度が規範していない(あるいは規範ができない) 「慈」と「孝」の問題について議論する時もこうしないと制度上から見れば、親子と言う 血縁関係はある意味で金銭関係になるとも言えるだろう。制度が保障できるのは権利と義 務のバランスでしかない、そして、その権利と義務を量る基準は何だろう、と考えると、 金銭だけともいえる。筆者が親子関係に起きた問題についての判決を調べた時、見えてき たのは全部、親(子女)が子女(親)に月いくらの扶養費用を支払うべきかということで あった。親(子女)が子女(親)に月何回、何時間、愉快な気分で合いに行くべきかなど の判決は、筆者が調べた限りでは見たことがない。しかし、老年になった親と未成年の幼 い子にとってこのようなメンタル的なものが金銭より需要であろう。もし、血縁関係の最 後に権利と義務しか残っていないようになった時、その関係は何の意味があるのだろうか。 親は子供を産むか、産まないか、を決める自由があるが、子供は生まれたいか、生まれた くないか、を選択する権利がない。子供は生まれるときから、血縁関係が自然にできてい るし、制度に規範されるようになる(完全に制度外、出生届を提出していない**幽霊人口**が いるかもしれないが、筆者がここの話にはそれを含めていない。)。制度がこのような一番 最初から不平等のことが存在している関係を制度がより良い関係へと保障していくこと ができるのか、難問であるだろう。

_

¹⁰⁸ 中華民国 刑法第二百九十四条之一。

また、なぜ、血縁関係に対する義務と権利を規範する必要があるか、と考えると、人間は何かあったとき、先に自身のことを考えてしまうことを防ぐためではないか。自身の利益と他者の利益が衝突することが発生する時、まず自身の利益を守るのは普通であろう。飛行機にいつも乗客に教えている非常状況の処理手順には、非常状況があったとき、まず自身に酸素マスクを付けなさい、と。これは取りあえず、自身を安全にしてからまた力があったら人を助けると言うことだと教わっている。中国の『大学』にも「修身、斉家、治国、平天下。」と言う。何のことをしたくても、まず自身のことからと考えようということである。親と子の間に利益の衝突があったとき、親の方はまず、子を産むか、産まないか、の自由がある。子は親を殺すという違法のことができないから、義務を「最低限」にするしかないだろう。また、"斉家"にも同じ問題がある。過去の制度では分籍異財が制限されていたから、基本的には親子は同じ家であった。現在、その制限が緩和されて、下記の表人に見るように結婚による分籍、不動産の購入という私産持ち(異財)による別居が家を出る理由に占める比率が低くない。同じく、親の家と子の家が利益の衝突があったとき、子は誰の家を守るか、結婚による分籍の比率から想像できるだろう。

表八、已離家獨立自主生活者之離家原因

就業

35. 32

13, 50

總計

100.00

100.00

按性別

男

女

結 婚

34. 04

81.75

另購住 宅或居

住空間 不足

20. 24

1.08

求學	服 役	其 他	
5. 46	2. 78	5. 96	

單位:%

0.72

行政院主計処 家庭概況 (2010年2月6日)

2.96

2.4.3 の 3 (p 20) に「子が貧乏で父を養えず、父がそれによる自縊した場合、子は過失殺父律で杖一百 流放三千里の罪を問われる。」と紹介した清朝の律令と対照する現代の民法第一千一百十八条である。同法の民国 19 年版は扶養義務による自身の生活が維持できない場合、義務を免除するとしている。民国 74 年 (1985 年) に受扶養権利者は直系尊親族と配偶者の場合義務を減軽するという但し書きが追加され、過去と違って義務者の生活を優先に保護すべきというように考えられるようになった。現代の制度に対して、筆者が重要だと思っているのはその義務の「最低限」が何かということである。人々が守らないといけない道徳の最低基準とする制度はそのエンドラインが低すぎると血縁関係を守る意味を失っていくと思う。それは、義務を減軽する訴訟を起こさなくても段々厳しくなっていく社会環境で頑張っている子たちが提供する義務のレベルが制度の許す最低限にあわせていく例は、親が自身の理由で子を産まないためにした中絶した数と同じように増えていくだろう。

婚姻関係について、本研究の結果では結婚意識が低減しており、婚姻を維持する意識が減っているといってもまた終始する程度は80%左右(項目別集計 2-4、p44)があるが、現実の状況を確認すると1947年、粗結婚率:11.8 ‰、粗離婚率:0.5‰から2006年、粗結婚率:6.3 ‰、粗離婚率:2.8 ‰になった109。婚姻を維持する困難さが増えていくことが離婚率から分かる。前段落に述べたように婚姻関係の中にもたくさんの権利と義務がある。血縁関係と違って婚姻関係が可変の関係であることから、その義務に対して婚姻関係者の片方が手を放したら、婚姻関係も終わってしまう。3.1.4 に筆者があげた例は脳梗塞になった妻に対する義務をやめたものである。しかも、制度が許したことである。

婚姻内部の男女平等を図るために、現代の制度は男性と同じ、女性に離婚の権利を与えた。ギデンズは、女性が離婚の権利を有することで男性の強制力を制限し、脅迫を平等のコミュニケーションに転換できる、と言った¹¹⁰が、筆者はそう思わない。それはあくまでも、女性が離婚の権利を有するのは男性の強制と脅迫から逃げ出せる手段しかいえない。婚姻関係という閉鎖的な環境で、どうすれば両方とも平等的な考えでコミュニケーションができるか、はっきりいえないが、互いに同じ義務と権利を有することだけではいい婚姻関係が作り出せると思わない。

2.3.2 (p16) に「男女が婚姻関係を結ぶように促進する重要な三つの要素は 1、恋のニーズ 2、子孫の生産 3、相互の協力である」と書いた。"相互の協力"は女性が社会に参与することにより、女性の婚姻への依存度が減少するのに伴って減少する可能性がある。"子孫の生産"は 4.3.2 (p51) に説明したように女性の役割が生産だけではなく、子女のケアーも主な担当者になっていることで負担になるし、ストレスが溜まる源の一つにもなると思う。最後に"恋のニーズ"が感情的なものに属するとすれば、男性のメンタルサポートの提供力があまり訓練されていないことで、女性のストレスが解消できない、メンタルな満足ができないと、女性の離婚の権利は女性が婚姻関係から退場する方便の手段になるかもしれない。

制度は現在の社会で秩序を維持するのに必要なものとして存在すべきものだと思う。制度の変化により、社会に存在している現象も変わってくることが本研究である程度わかったと思う。しかし、制度が規範できるのは具体的な、量られるものであるし、公共空間で作り出された制度はどのぐらい、そのいちいち特有性を持つ親密関係を規範できるのか、はっきり言えば、規範しきれないと筆者は考える。もし、その親密関係が存在する価値は傷を修復する、力を養う、愛を語る空間であるとすれば、その中にあるべきものは絶対、権利、義務、責任の話ばかりではないはずだ。しかし、親密の空間も危険な空間である。愛という美名で暴力、抑圧など起こしやすい閉鎖空間になる可能性もある。それを防げる制度が作り出されたと言っても、離婚率の高まりと再婚率の低下から見れば、義務と権利

Page 61 of 67

¹⁰⁹ 内政部 http://www.ris.gov.tw/ch4/static/st20-0.html 表八(2010 年 2 月 13 日検索。)

¹¹⁰ 紀登思 (Anthony Giddens) (2001)『親密関係的轉變』、周素鳳訳、巨流、pp195。

のバランスを求めている制度は問題があった親密関係を、問題を改善していい関係を取り 戻す方向へ推進していない。返って親密関係が悪くなると退場のメカニズムができたと考 えられる。これは制度的親密関係を作りたい人が減っていく理由になるだろう。しかし、 このような考えがあっても、筆者は、人々が制度的親密関係に対して信頼感を失ったとし ても親密関係を求めたくなくなっていると示唆しているわけではない。本研究は制度的親 密関係について探求することにより、制度外の親密関係を触れていないが、制度内と制度 外の親密関係の連動関係を較べたら、もう一つ面白いテーマになるだろう。この部分を今 後の課題に追加しよう。

同宗九族五服正服图

					高祖母 E三月				
			族曾祖站 出家總麻 出嫁无服	44 000	曾祖母 《五月	族曾祖父母 细麻			
		族祖姑 在室總麻 出嫁无服	从祖祖姑 在家小功 出嫁缌麻	祖父 祖母 齐襄不杖期		伯权祖父母 小功	族伯叔祖父母 细麻		
	放站 在室場麻 出嫁无服	堂站 在室小功 出嫁缌麻	姑 在室期年 出解大功	父 母 新寶三年		伯叔父母 期年	堂伯叔父母 小功	族伯叔父母 缌麻	>
族姊妹 在室總麻 出嫁无服	再从姊妹 在室小功 出嫁總麻	堂姊妹 在家大功 出嫁小功	姊妹 在室期年 出嫁大功	已身		兄弟崇年 兄弟妇小功	堂兄弟小功 堂兄弟妇 郷麻	再从兄弟小功 再从兄弟妇 缩麻	族兄弟 郷麻 族兄弟妇无服
	再从侄女 在室小功 出嫁无服	堂侄女 在室小功 出嫁健麻	侄女 在室期年 出嫁大功	众子期年 众子妇大功	长子炯年 长子妇期年	任期年 任妇大功	堂任小功 堂任妇總麻 ・	再从侄继麻 再从侄妇 无服	
		堂保孙女 在室經麻 出嫁无服	侄孙女 在室小功 出嫁缌麻	众孙人功 众孙妇缌麻	頻补期年 頻补知小功	侄孙小功 侄孙妇想麻	堂侄孙缌麻 堂侄孙妇 无服		
			任曾孙女 在室郷麻 出嫁无服	普孙妇 无服	曾孙 經麻	曾任孙缌麻 曾任孙妇 无服			
				玄孙妇 无服	玄孙 细麻				

参考文献及び資料

《中国語文献》(注音順)

穆拉萊爾 (F. Muller-Lyer) (1965) 『婚姻進化史』、葉啓芳訳

『台湾民事習慣調査報告』(1995)、法務通信雑誌社

林松齢(2000)『台湾社会的婚姻與家庭:社会学的実証研究』、五南図書

紀登思 (Anthony Giddens) (2001) 『親密関係的轉變』、周素鳳訳、巨流

紀登思 (Anthony Giddens) (2005) 『民族-国家與暴力』、胡宗澤/趙力濤訳、左岸文化

蒋介石(1953)『民生主義育楽両篇補述』

陳肇南、孫得雄、李棟明(2000)『台灣的人口奇蹟』、聯經出版

陳顧遠(1936)『中国婚姻史』、台湾商務印書館(株)

陳顧遠(1964)『中国法制史概要』、三民書局(株)

沈之奇(2000)『大清律輯註』、法律出版社

蔡宏政(2007)「台湾人口政策的歴史形構」、『台湾社会学刊』第39期、pp65-106

《論文》(注音順)

藍糴臻(2008)「歩婚?!不婚?!探討熟齡單身女性未進入婚姻的生命歷程」碩士論文

林秀陵(2007)「婦女勞參率、教育程度對生育率的影響-以分量迴歸法分析」碩士論文

林梅君(2008)「台灣地區生育意願之研究:以超低生育率為例」碩士論文

劉錦玫(2009)「單身不婚女性生命意義感之探討」碩士論文

張祐慈(2008)「她還不婚?台灣女性維持單身的社會學分析」碩士論文

朱瑞玲、章英華(2001)『華人社会的家庭倫理與家人互動:文化及社会的變遷効果』

鐘利欣 (2007)「當前台灣家庭少子化的成因探討 -以 Beck 個人化理論為依據」碩士論文

陳珮庭(2004)「她為什麼不結婚?~台灣當代熟齡女性未婚現象探討」碩士論文

陳美華(2004)「台北市議員女性候選人競選文宣內容之分析—以第九屆政黨提名候選人平 面文宣為例」碩士論文

蘇季玲(2008)「"大"小姐,你為什麼還不結婚?-未婚幼稚園女性教師婚姻關之研究」、 碩士論文

宋雅琪(2007)「無子女家庭的形成與現身」碩士論文

伍秀華(2007)「台灣不婚女性親密關係之研究」碩士論文

翁素杏(2002)「関廟地区的婚俗研究」碩士論文

《日本語文献》(あいう順)

アンソニーギデンズ (Anthony Giddens) (2006) 『親密製の変容―近代におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』、松尾精文、松川昭子訳、而立書房

岩淵宏子、長谷川啓編集(2006)『ジェンダーで読む愛、性、家族』、東京堂出版

『易経』(1969) 高田真治、後藤基巳訳、岩波文庫

加藤秀一(2004)『恋愛結婚は何をもたらしたか』、ちくま新書

ゲルナーアーネスト (Gellner Ernest) (1983) 『民族とナショナリズム』、加藤節等訳、 岩波書店

斎藤純一(2000)『公共性』、岩波書店

斎藤純一(2003)『親密圏のポリティクス』、ナカニシヤ出版

ジョック ヤング (2007) 『排除型社会―後期近代における犯罪、雇用、差異』、青木秀男 等訳、洛北出版

鈴村興太郎、宇佐美誠、金泰昌編集(2006)『世代間関係から考える公共性』、東京大学出版会

筒井淳也(2008)『親密性の社会学―縮小する家族のゆくえ』、世界思想社

花田達朗(2002)『公共圏という名の社会空間』、木鐸社

《インターネット》(注音順)

法務部全球資訊網 http://www.moj.gov.tw/ct.asp?xItem=27182&ctNode=7940 台北市晚晴協会第 207 期女性電子報

http://forum.yam.org.tw/bongchhi/old/tv/tv206.htm

内政部統計処名詞定義 http://www.moi.gov.tw/stat/list.aspx

陸緋雲(2002)「宗族作為政治共同體在現代社會存在的空間」

http://intermargins.net/intermargins/TCulturalWorkshop/academia/modern%20chinese%20society/mc14.htm

黃俐婷「家庭支持的結構與功能分析」

http://sowf.moi.gov.tw/19/quarterly/data/105/31.htm

全国法規資料庫 http://law.moj.gov.tw/Law/LawSearchLaw.aspx

中華文史網

http://www.historychina.net/tws/QSYJ/ZTYJ/QSYJZS/06/21/2007/20428.html

中華民国統計資訊網専業人士

http://www.stat.gov.tw/lp.asp?CtNode=1831&CtUnit=927&BaseDSD=7&xq_xCat=02

人口学刊 http://www.press.ntu.edu.tw/ejournal/E_talbe_p/e_Liberal/liberal15.htm

最高行政法院判例検索 http://tpa. judicial.gov. tw/faq/index.php?faqid=1

司法院法学資料検索系統 http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm 司法院大法官ホームページ

http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/index.asp ヴィキペティアフリー百科事典

http://zh.wikipedia.org/zh-hant/%E7%AB%A5%E9%A4%8A%E5%AA%B3



謝辞

試験が終わった後、やれやれ終わったと嬉しく思いながら、気分もすごく複雑になりました。本大学院に入った当時、会社に勤めている私は授業に出るため、一日中、2,3百キロを走って南投、台中に往復しました。疲れましたが、東海大学の方々と大変貴重な時間を得られて筆者にとって一生の宝物です。

仕事をしながら、本大学院で勉強できることに対して、まずお礼を言わないといけないのは、元上司の森幹男さんです。会社を休んで授業に出ることを許して下さったことがなければ、本論文を作成することを言うまでもなく、大学院に通うチャンスもありません。心より感謝の意を申し上げたいです。そして、「私は約束を守りましたよ。最後まで頑張って卒業しました。」と森幹男さんに一言です。

話だけでも変な文法ばかりしている私は日本語で論文を書くとその表現力のなさが言 うまでもなく、指導教師の古川先生が辛抱強く時間をかけて討論し、指導していただくこ とには、大変感謝しております。

東海大学の松永稔也先生と政治大学陳洸岳先生には、論文全体にわたってたくさんのア ドバイスをいただきました。

また、東海大学の院生である大内宏信さん、富永裕介さんには草稿に目を通してアドバイスをしていただき、最後の校正もしていただきました。本当に有難うございます。

一緒に論文相談会をしてきた古川組の陳思懿、劉淳、陳麗秋、陳羿君には、議論し、互いの悩みを話し合った日々は私にとって大変意味のあるものだと思います。ここで終わった多分私の最後の学生生活に皆さんとこんないい学習経験を得られてすごく幸せと感じます。

感謝すべき人たちがたくさんいますが、お一人お一人の名前を書くことができませんが、 励んでいただき、協力していただいた方々には、心から感謝の意を表します。